

第六十七回国会  
衆議院商工委員会

(八五)

昭和四十六年十一月十六日(火曜日)  
午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 暱田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 小宮山重四郎君

理事 進藤 一馬君

理事 中村 重光君

理事 吉田 義造君

稻村 利幸君

坂本 三十次君

前田 正男君

石川 次夫君

加藤 清二君

近江巳記夫君

川端 文夫君

吉田 文剛君

新田 庚一君

稻村佐近四郎君

山下 英明君

外山 弘君

矢島 則郎君

佐々木 敏君

大蔵省主税局総務課長

通商産業省貿易振興局長

通商産業省重工業局長

通商産業省織維雑貨局長

中小企業庁長官

高橋 淑郎君

山内 宏君

委員外の出席者

大蔵省銀行局特別金融課長  
北田 義作君

局業務指導課長 関 英夫君  
商工委員会調査室長 藤沼 六郎君  
理事 橋口 隆君  
富夫君 博之君  
潤君 増岡 博之君  
利春君 信人君  
稻君

局業務指導課長 関 英夫君  
商工委員会調査室長 藤沼 六郎君  
理事 橋口 隆君  
富夫君 博之君  
潤君 增岡 博之君  
利春君 信人君  
稻君

十一月十五日  
山村開発次期対策の早期実現に關する請願(安宅常彦君紹介)(第一五五八号)

同外七件(足立篤郎君紹介)(第一五五九号)

同外四件(愛知揆一君紹介)(第一五六〇号)

同外六十三件(有田喜一君紹介)(第一五六一號)

同外九件(笠岡喬君紹介)(第一五六二号)

同外二件(金子一平君紹介)(第一五六三号)

同外二十件(箕輪翠君紹介)(第一五六四号)

同外十一件(正示啓次郎君紹介)(第一五六五号)

同外三十五件(中川一郎君紹介)(第一五六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出第九号)

○**暁田義造君** これより会議を開きます。  
内閣提出、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近江君。

○**近江巳記夫君** この法案がつくられたという最も大きな動機は、ドル・ショックということで特に地場産業等が壊滅的な打撃を受けたおる、こういうことでつくられたと思うのであります。それで、御承知のようにあのニクソンのドル防衛政策、こ

の八項目を見てまいりますと、課徴金の問題とかアメリカの国内問題、いろいろあるわけでござりますが、その後わが国が調整相場制に入りました、こういうことで、そういう国際環境といふものは非常にきびしいものがあるわけでございます。が、特に現在の調整相場を見ておりますと、すでにもう九・何%というような状態になっておりましたし、その辺将来円切り上げがされるということは情勢から見ましてもこれはもう間違いないことであろうかと思いますが、結局その時期、幅といふことを問題になってくるわけです。しかし、この法案をつくられた上において、この円切り上げは、いろいろことを想定して、大体どの程度これを予想してつくっておるのかということです。そこでこの法案をつくられた上において、この円切り上げですか。一説によれば、円切り上げは、アメリカ側に言わせれば二五%だとか、日本政府としては一〇%以下に押えたいとか、その辺はどういう感触でこの法案をつくられたのか、中小企業庁長官にお伺いしたいと思います。

○**高橋源政府委員** この法律はアメリカ合衆国におきまして輸入課徴金の賦課、それに引き続ぎますわが国における為替運動相場制への移行、こうしたことによりまして、特に輸出関連の中小企業者に対して影響あるいは被害が及ぶ、これを最小限に防いで経営の安定をはかる、またあわせて事業の転換に資する措置を講ずるということが主眼でございまして、しかし、いまお話をございまして将来多国間協議の場等を通じて平価の調整が行なわれるというようなことがめりあります。なぜなら、それも本法にいいます調整措置の対象となりますので、したがいまして、その影響を受ける業種に属する中小企業の方、あるいは直接個別に影響を受ける中小企業の方に対してもこの法律の適用があるということでございまして、円の切り

上げ幅がどの程度であるかというようなことをあらかじめ想定してこの法律を立案したわけではございません。

○**近江委員** しかし現実は調整相場制すでに九%以上の円高を示しておるわけです。ところがアメリカのほうは二〇%、二五%というようならぬほんなどを言っておるわけです。そういう点でやはり現実ということを見てみた場合、その辺のところはどの辺に落ちついてるか、たとえば一〇%があるのは、多国間調整ありますけれども、最悪えた場合に二五というようなことも現実にアメリカは言つておるわけですから、そんな大きな幅があるわけですよ。その辺のところはどうぞ処しておるか、よく加味してつくられたのかと言つておるわけです。

○**高橋源政府委員** 本法で規定しております措置のおもなるものは、金融が円滑に行なわれるよう信用補完制度を特にこの際特例として拡充するということ、それから近代化資金の返済猶予を認めるということ等が主眼でございまして、その背景として緊急に必要な融資を量的にも相当程度用意いたしております。したがいまして、将来も同じ用意をしております資金量で不足するというふうなことがありますとすれば、それはその際また政府部内で早急に検討してしかるべき措置をとることで円の平価がきまるかというようなことを想定して、そしてそれにどれだけの資金量が要るかというようなことをきめなくとも、この法律の運用によりまして、先ほど申し上げましたように、将来影響がもろしく出てくるときは、業種の指定を行なうことによって適切な措置がとり得る、そういう仕組みをこの法律は用意いたしておるわけでござりますので、繰り返しになりますが、平価の調整がどのポイントで行なわれるかというこ

とをあらかじめ想定しておかなれば対策が十分講ぜられないということではないと思います。

○近江委員 あなたのそういう御意見は御意見で聞きますけれども、これは全然現実を真剣に考えてないですよ。たとえば一〇%で切り上げになつて、最悪、そんなことはないとしても二五%とか、これは一緒ですか。一〇%も二五%も影響というものは当然拡大するんですよ。そうした場合に、それは政府系の金融機関で倍のワクを設定するとか、金利をこれだけにしますとか、いろいろあるけれども、被害が拡大していくは当然それに対してもワクだつてもっと拡大するというようなことをしなければならぬでしようし、金利だつてもっと引き下げるということもしなければならぬでしょうし、法律ではきちつと規定してしまつてあるわけです。ですからそういうことは今後の情勢の推移を見て、今後政令なら政令でこういうようにいけるというようなことを彈力的に見ておるかどうか、そういうよろなこともあるわけです。政府がつくる法律なんというのは——これもこの問題委員会で語ったのですよ。いろいろ法律の矛盾を出しました。下請振興法にしてもそうですし、特恵法にしてもそうです。何も使われてないわけですよ。あるいは、あとでまた申し上げますけれども、下請代金支払遅延等防止法にしておざる法ですし、現実にはんとうに生きない法律ばかりつくつてしているわけです。ですから、これから国際化、流動化していくそういう情勢を見て、当然そういうことが予想される。これに対してもどうしていくか、これがほんとうに生きた法律なんです。そういう固定された、死文化したような法律を——よくその点を考えて、生きた法律をつくつてもらわなくちゃ困るわけです。ですから、この辺はよく政府部内で今後検討してもらつて、そしてひとつ考えてもらいたいと思うのです。この点についてどうですか。簡潔に答えてください。

○高橋(漁)政府委員 この法律の運用によりまして、業種指定を追加して行なうことができます。

それによつて、十分実情に對処し得るよう運用をはかつていきたいと考えます。

○近江委員 私が運用と言つたからあなたも運用をつかつたってこれは解決せぬ問題があるのですか。

だけやつたつてこれは解決せぬ問題があるのですか。

とおつしゃつたのかもしけれども、指定業種だけやつたつてこれは解決せぬ問題があるのですか。

よ。これだつていま倍のワクしかないのですか。

どちら、それを三倍にも四倍にも拡大するということができるのですか。できないじゃないですか。

か。金利の問題にしてもそろですし、固定して縛られてしまつて、また新たにつくらなければならぬという形になつてくるわけですよ。ですから、そういうことをよく考えていただきたいということです。

それから次に申し上げたいのは、輸出産業といふことです。これはいまあなたに言つたつて、いまの段階ではすぐ結論も出せぬでしようし、法律をつくる前においてはほんとうに現実をよくわきまえて、そろして生きた法律をつくつてもらいたいということです。

それから次に申し上げたいのは、輸出産業といふことになつておるので、これはアメリカであります。いろいろが東南アジアであるうがヨーロッパであるが、別に地域は限つてないわけです。ところが、御承知のように、アメリカに対する輸出といふことは非常に大きいわけですね。またその業者の中には、品物によっては東南アジアばかり輸出しているところがある。ヨーロッパ諸国ばかり出しているところもある。これだけの国際経済のもとにおいて、いろいろな影響をみな同じように受けておりますけれども、特にアメリカを中心になつておるところは一〇%の課徴金がかかるておるわけですよ。当然将来平価の調整ができるれば課徴金ははずだらうといふことが予想されますが、それでもさまであると、これは二重、三重の保護をするべきじゃないかということを言つているのです。これについては、そのダブルの手厚い対策ということは考えてないでしょう。

○高橋(漁)政府委員 仰せのとおり、対象のつかまえ方としては、輸出比率の一一定率以上といふとしまえ方をいたしておりますけれども、さつき申し上げましたように、その業種指定の際に産地といふものに特に重点を置いて考えておるということがあります。

○高橋(漁)政府委員 これもいま運用を考えておられますけれども、これだつて、ほんとうに実際に法的にきちつと規定をすれば、教えるものは教えるわけです。ところが運用だつたら、実際の担当官によってどうなるかわからぬわけです。はつきり言つて。ですから、これだつて法的に見れば非常に不整備であります。

○高橋(漁)政府委員 それから、都道府県知事の認定についてアンバランスは生じませんか。どのように政府としては考えておりますか。

○高橋(漁)政府委員 大筋は全国ベースの業種指定それから産地業種指定でございますが、これは主務大臣で基準をきめます。その基準に従つて都道府県知事が該当するかどうかということを当該中小企業者について認定するわけでございますから、これは決して不公平なことは起こらないと思ひます。

ら考えていきますと、私は今回の法案のそういう適用という点から考えて、まだまだ非常に乏しいと思いますが、さらに、対アメリカ向けに非常に輸出しておるところについて、この法案でカバーする以上に何重もの援護策を設けるべきじゃないか、その辺のところを考えておりますか。地域一定でしよう。その点について考えましたか。

○高橋(漁)政府委員 そういう観点から、特に輸出比率の高い産地といふものに重点を置き、いろいろ調べました。そうしますと、そういう輸出比率の高い産地の中で対米依存度の高い産地が非常に多くございます。ですから結局はそういうところを業種指定をいたしまして、本法律の適用が受けられるようにということで配慮をいたしておるつもりでござります。

○高橋(漁)政府委員 私の言ひるのは、要するに東南アジアであろうがヨーロッパであろうがアメリカであります。いろいろが東南アジアであるうがヨーロッパであるが、輸出が一定の比率があればそれは指定の対象になるわけですよ。これはおわかりでしょう。特にアメリカは一〇%の課徴金をかけて、対米輸出のところが一番被害を受けておるわけです。ですから、あなたのつくつたこの法律は、全体の輸出といふことについて網をかぶしておるので、重、三重の保護をするべきじゃないかということを言つているのです。これについては、そのダブルの手厚い対策ということは考えてないでしょう。

○高橋(漁)政府委員 これもいま運用を考えておられますけれども、これだつて、ほんとうに実際に法的にきちつと規定をすれば、教えるものは教えるわけです。ところが運用だつたら、実際の担当官によってどうなるかわからぬわけです。はつきり言つて。ですから、これだつて法的に見れば非常に不整備であります。

○高橋(漁)政府委員 それから、都道府県知事の認定についてアンバランスは生じませんか。どのように政府としては考えておりますか。

○高橋(漁)政府委員 大筋は全国ベースの業種指定それから産地業種指定でございますが、これは主務大臣で基準をきめます。その基準に従つて都道府県知事が該当するかどうかということを当該中小企業者について認定するわけでございますから、これは決して不公平なことは起こらないと思ひます。

立てておるとお答えできると思います。

○近江委員 いまの説明では私にとっては非常に不十分ですけれども、これもよく中小企業庁、通産省考えてください。運用の点で、いろいろな点でカバーできるはずです。ですから、せめてその辺のところでさうにひとつ対策を考えていただくなことを強く要望します。

それからこの認定について、指定業種あるいは指定産地業種以外の個別の中小企業者の輸出比率の二〇%，これは一七%とか一八%とかボーダーラインがあるわけです。そういうところについては何の特典もないのです。現実には困つているわけです。その辺のところの救済を実際政府としてどう考えているかということなんですが、それについてはどう考えていますか。

○高橋(漁)政府委員 ただいま考えておりますのは、輸出比率おおむね二〇%以上といふことでございまして、特にいまお話をございました個別の輸出業者につきまして認定の対象とするかどうかということにつきましては、実情をよく考えまして、極端な不均衡、不公平のないような運用を考へたいと思います。

○高橋(漁)政府委員 これもいま運用を考えておられますけれども、これだつて、ほんとうに実際に法的にきちつと規定をすれば、教えるものは教えるわけです。ところが運用だつたら、実際の担当官によってどうなるかわからぬわけです。はつきり言つて。ですから、これだつて法的に見れば非常に不整備であります。

○高橋(漁)政府委員 それから、都道府県知事の認定についてアンバランスは生じませんか。どのように政府としては考えておりますか。

○高橋(漁)政府委員 大筋は全国ベースの業種指定それから産地業種指定でございますが、これは主務大臣で基準をきめます。その基準に従つて都道府県知事が該当するかどうかということを当該中小企業者について認定するわけでございますから、これは決して不公平なことは起こらないと思ひます。

○近江議員 ですから、まあそれはひとつその辺のところを不公平のないよう、さらによく政府として見守っていただきたいと思うのです。

それから設備近代化資金関係ですが、都道府県は国と同額を特別会計に繰り入れなければならぬわけでござりますけれども、今回のドル・ショックはこの地方財政まで非常に圧迫しておるわけです。税収が上がつてこないということ非常に苦しい状態です。こういう点でほんとうに、いまや佐藤総理が国民優先であるということをおっしゃっていますが、私は、その国民優先、一番生活に密着したそれは、地方自治の充実だと思うのです。ところが、地方自治が現実にいま三割自治といわれておるよう、政府がほとんどひまづきで握つておる。やはりこの地方自治といらむのを充実しなければならぬわけですが、その地方自治体が非常に財源的に苦しんでおる。そういう状況をわかりながら都道府県と国と半々だ。一つもあたたかみがありませんよ。なぜもつと国が負担してあげないのでですか。これは大蔵省さんも来られておりますから、ひとつその点お聞きしたいと思うのです。

貸し付け規模が約二百五十億というような規模になつておりますが、これに対して都道府県の負担は約一割程度の二十六億というようなことになつておる次第でございまして、ほとんど大部分が回収金等の自己資金等でまかない得るというような状況になつておりますと、県自身の負担もそう大きなものでないというふうに考えておる次第でござります。

○近江委員 この中 小企業をほんとうに見守るといふことであれば、直轄の官庁である中小企業庁はもとより、特に財政、金融、税制とまとまるわけですから、大蔵省さんももつと中小企業を守るという立場を真剣に考えてもらわなければ困るわけですよ。ほかの補助対象が大体こうだからあまりぬきんでることはできないとか、そういう固定された考え方であつてはよくないと私は思うのです。大体、今回のドル・ショックによつてこういう状況に追い込まれてこういう法案ができるのですから、少なくともそれに対するまゝも一段とやはりそこに加味したそういうものがあつて私はしづかるべきだと思うのです。あなたもきょうは大蔵省代表で課長さんとして来られているわけですから、いまここで変えますなんということはあるなたの立場としては幾ら聞いて言えぬと思ひますけれども、大蔵省に帰そられて、大臣以下最高脳髄陣で一ぺん検討していただきたい、これをひとつ強く要望しておきます。よろしくうござりますか。検討しますか。

○北田説明員 御要望の趣旨は伝えます。

○近江委員 それから設備の買上げの問題ですが、織維などは政府間協定を結んで非常に大きなそういう被害を受けておりまして、織機の買い上げといふのはかなり政府も力を入れておりますけれども、こういう設備の他の産業ですね。買い上げがいろいろな問題点は確かにあろうと私は思いますが、それでも、ただ問題があるからということですますけれども、ただ問題があるからということです

○高橋(灘)政府委員 織維につきましてはもう御存じのような特別な経緯と事由がござります。織維以外の業種につきまして設備の買い上げといふことにつきましてはいろいろ複雑な問題が多うございまして、かりに一たん買い上げをするといふことになれば際限がない。あるいはどこで歯どめをするか、どういう程度の買い上げが必要であるか、あるいは買い上げをやることによってその業種に一体どういうメリットがあるかというようなことをいろいろ考えますと、複雑な問題を内包しておりますので、実はこの輸出関連の業種につきましていろいろと関係者とも話を詰めてみましたけれども、なかなかいま申し上げましたような問題点を克服できるような具体的な策というものが出てまいりませんし、まだいまの段階において、いろいろよろしい設備の買い上げといふようなきわめて特殊な異例の措置をとるというだけの実態にあるかどうかといった点につきましても、まだまだ検討を要する点があるということで、内部的にはいろいろと検討いたしましたが、設備の買い上げにつきまして何らかの措置をとるということは、現段階においてはとりがたいという結論になりますして、この際は措置をとらないということになつておるわけでございます。

○北田説明員 今回、ドル・ショックによりまして影響を受けます中小企業者に対する対策といったしまして、設備の買い上げがどうかというお詫びでございましょうが、この点につきましてはただいま中小企業厅長官から御答弁のありましたとおりでございまして、現在の段階でそういった設備買い上げのことについては非常に困難であろう、こういうふうに考えております。むしろこういった状況によつて過剰が生じ、あるいは減産を余儀なくされるというようなシヨックをできるだけ緩和し、影響を最小限に食いとめるというようなことで必

ては努力をいたしておるところでござります。また転業される方等につきまして、そういう転業に必要な資金等について、金融的な措置によってその促進を円滑化するというような努力をするという方向で考えておるところでございます。  
○近江委員 非常にその点はあなた方も責任者として考えていらっしゃるということだけははかりますけれども、やはり実を結ばなければ何にもならぬわけですよ。いまいろいろとやつてくださっていることは、非常にそれは手ねるいということを私はここで声を大にして申し上げておきます。これもひとつ中小企業庁、通産省、大蔵省、寄つて、この点をどうしていくかということを、問題が多いからということだけで片づけずに、ほんとうに中小企業、零細企業の立場に立つて皆さん方としては真剣に考えていただきたい。強くこの点を要望しております。  
それからまた事業転換などとおっしゃつていませんけれども、政府に大体転換のビジョンがいよいよありますか。中小企業、零細企業に非常に力がないわけですよ。資金的にもそうですし、あるいは将来を見定めてどうやっていけばいいか、いまや中企業、零細企業は五里霧中の中に立たされるのです。これに対し明確なビジョンを示して指導性を發揮するのが政府じゃないですか。転換のビジョンがいま政府のどこにありますか。どう考えておりますか。これは長官にお聞きします。  
○高橋(湖)政府委員 事業転換につきまして個々の中小企業の方々が自分で考えていくということについてなかなかむずかしい点があると思います。したがいまして、やはり産業構造全体を考えまして、これからあるべき日本の産業構造、その中で中小企業の新たに開拓していく分野というようなものについて一つのビジョンを持たなければいけないということで、実は私たちも勉強をし、かつ中小企業政策審議会の場等におきまして、これからの中企業のあり方あるいはその裏づけとなるべき施策ということについて検討を始めてお

りますが、それにはやはり時間がかかります。それでその間同時並行しまして、県の総合指導所であるとか中小企業振興事業団でありますとか、こいつらとこの指導も得て、また中小企業の方もみずからも考えながら転換の先を考えていく、その間、このたびの一連の措置によつて影響の激方に加わらないようなどいふことで今回の措置をとつておるわけでございまして、基本はおっしゃるとおり、一日も早く中小企業のこれから進むべき道あるいはビジョンといふものを関係者相協力してつくる、それに基づきまして中小企業の方々ができるだけ付加価値の高い、また新しい需要に合つた分野に進んでいくということを、政策当局者としていろいろ助成をはかつていくというのが基本であろうと考えます。

○近江委員 カルテル等をつくつているところもたくさんあるわけですが、どこの業種についてはいけないかとかそういうことを何にも徹底されてないわけですよ。そうでしょう。しかも政府は、この間、中小企業特恵対策臨時措置法、これをつくつたんですけれども、この現状を開いてみたらどうですか。まだ業種の指定もしてないでしよう。法律をつくつたって実際に動きやせぬじゃないですか。裏づけは何十億の金を組んでおいて、どうするんですか。これ、ビジョンがないとか現実に法律をつくつたって業種の指定もしない。そういう手ぬるい対策でいいんですか、政府は。それはもう、政府は中小企業対策について世界に冠たる法律体系を整えておるとおっしゃるかしらぬけれども、それは一つも動いていないじゃないですか。動かない法律をつくつてどうしますか。運用自体もなつていないです。その辺高橋(瀬)政府委員 八月一日から日本は特恵を供与いたしました。しかし日本の大きな輸出市場であるアメリカはまた特恵を供与いたしておりません。それで日本からの輸出面で考えますと、アメリカ市場における日本製品の特恵に因連しての影響というのはまだあらわれておらない。それか

らヨーロッパ市場においても、まだそれほどの影響はあらわれていない。それから輸入面につきましては、特恵供与の仕組みが中小企業にとって急速に大きな影響が与えられないような仕組みで運用されておりますことと、特恵供与されましてまだ日が浅いということと、輸入面においてもまだ大きな影響は出でていないということで、業種指定を行なつておらないわけでございますが、しかし影響が出てきて手おくれになつて業種指定をするということではいけませんので、この点はそういうことのないように、必要に応じていつでも業種指定ができるようになります。一般的の市中といふことでは、決して特恵を供与しそのまま法律の運用についてなおざりにしておるというわけではございません。

○近江委員 いずれにしても、そういうような事業転換等についてはもつと力を入れていただかなといと、いまや国際経済の大きな変動のもとで、中小企業はほんとうにさまざまに変わっているのです。いまこそ私は政府が指導性を發揮して、いまこそこうであるといふことを示していただきたいと思うんです。またその対策を強化していただきたいと思うんです。それをみな望んでいるんです。これを私は強く申し上げておきます。

それから、いろんなこういう対策をつくつてくれるんですよ。しかし私が申上げたいのは運用面です。政府系の金融機関、国民金融公庫なりあるいは中小企業金融公庫あるいは商工中金、いろいろありますよ。ほんとうに長官、あなたの現場に行つてごらんなさいよ。ほんとうに借りたい人が借りられないんです。いま遅別融資は日を追うごときびしくなっていますよ。内容のいいところばかり借りている。ほんとうに借りたい、まじめに借りられないんです。そこで、その実情をよく聞いて、積極的にそれに対応してあげるようになるとおりでございます。

このたびの緊急融資につきましては、中小公庫のみならず政府系三機関に対しまして、こういう事態であるから、できるだけ金融態度については積極的に、また彈力的に行なうようにといふことを先般通達を出した次第でござります。

○高橋(瀬)政府委員 たとえば、中小企業金融公庫なんかも、まあ額面が一千万以下くらいでしたらいいがばかり借りている。ほんとうに借りたい、まじめに借りられないんです。そこで、それが現状なんですよ。長官。

そこで、本法にも盛られておりますけれども、この設備近代化資金の二年以内の償還期限が延長されるのですけれども、政府系三金融機関のこの貸し付け金についても、支店長権限で二年以内の

延長ができることになっているのですけれども、これはまあ結局支店によって延長してもらえないようなところもまた運用の面で出てくるんじゃないかなと長官がよく握つていただいて、大蔵省の首脳者も一緒に行って、そして運用面をもつとやっていかとと思うのです。だから、その辺の第一線機関としては、特恵供与の仕組みが中小企業にとって急速に大きな影響が与えられないような仕組みで運用されておりますことと、特恵供与されましてまだ日が浅いということと、輸入面においてもまだ大きな影響は出でていないということで、業種指定を行なつておらないわけでございますが、しかし影響が出てきて手おくれになつて業種指定をするといふことではいけませんので、この点はそういうことのないように、必要に応じていつでも業種指定ができるようになります。一般的の市中といふことでは、決して特恵を供与しそのまま法律の運用についてなおざりにしておるというわけではございません。

○高橋(瀬)政府委員 民間金融機関の場合でござりますと、相当長期にわたりまして預金取引を通じて企業者の実情を知ることができるというのに對しまして、中小企業金融公庫の場合は初めて接するそういう中小企業者に対して貸し付けをやるということで、まあ確かに審査が慎重にならざるを得ない場合があるというのも実情でございます。しかし政府系金融機関として、できるだけ中企業者の立場も配慮して、まあ担保の取り方その他についても過大な負担にならないよう、従来から指導を大蔵省とともにやつておることでござります。

○高橋(瀬)政府委員 仰せのとおりでございます。八月十六日以降、その後に三機関の責任者に集まつてもらいまして、そうして実際に貸し出しを行なうというものは各支店のエートーが多いわけでござりますから、支店長権限でできるいま御指摘の返済猶予あるいは据え置き期間を貸し出し期間中につくる、いろいろよろなことについて、できるだけその実情をよく聞いて、積極的にそれに対応してあげるようになるとおりでございます。

○近江委員 私はその反対の事例を何ぼでも知つて、そして、そのことは各三機関の責任ある者から各支店長にしきいに指示をされておりまして、すでに幾つかのそういう返済猶予の事例も出てきています。今後とも一そろその点については留意していくつもりであります。

○近江委員 私はその反対の事例を何ぼでも知つて、そして、そのことは各三機関の責任ある者から各支店長にしきいに指示をされておりまして、すでに幾つかのそういう返済猶予の事例も出てきています。今後とも一そろその点については留意していくつもりであります。

○近江委員 私はその反対の事例を何ぼでも知つて、そして、そのことは各三機関の責任ある者から各支店長にしきいに指示をされておりまして、すでに幾つかのそういう返済猶予の事例も出てきています。今後とも一そろその点については留意していくつもりであります。

ひとつ指導していただきたいと思うのです。特にこの運用の点について政務次官にお答え願いたいと思うのですが、現状は、私が申し上げたのはほんとうに冰山の一角なんですよ。ですから、その点、政務次官として今後どういうように強力な指導をしていただけるものか、その御決意をひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

○稻村(佐)政府委員 まあおこぼを返すようですが、全部が全部たいへん中小企業庁を恨んでおるということは——これは私も中において、前から見ればたいへんよくなつてきておりますよ、こういうことはずいぶん聞いておるわけですよ。ただ、またそれ以外の、いま近江さんがおっしゃったことも、いやめんどくさいとか、なかなか書類がむづかしいとか、それからまた、なかなか言つたようにやつてくれませんよといふ声も実は聞いておるわけですよ。だからそういう意味合いから、先ほど良官が答えましたように、一般の金融機関ですと長い信用状態であるとか、俗にいふ人脈ですね、こういった形から、その人の信用の度合いとかいう問題をいろいろ調査というか、いろはださわりに合つた関係からスムーズにいく場合がある。政府機関の場合はあつつけ本番でいふ。こういふ場合においてなかなか慎重を期すといふ場合は私はあると思いますが、その反面、信用保証といふような関係でこれをカバーしておるというような関係から、必ずしも全部がうまくいっておるとは思ひません。そういう意味合いから、ひとつ現場の支店長等々に私のほうからも特に借りやすいように、まあ現在のこいつらの認識の上に立つて、お説のとおりひとつ指導を強力にすることをお約束をしておきたいと思います。

○近江委員 そこで、いま非常に織維が自主規制をやつて、引き続いて政府間協定といふことでたいへんな壊滅的な打撃を受けておるわけござります。そこで政府としても織維の救済について具体的にいろいろと検討なさつておると思うのですが、一説には二千億といふような話もあるわけですが、どの程度それがほんとうに煮詰まつてそのまま段階にかかるとしておるのか、この救済についてどこまで煮詰まつておりますか、織維雑貨局長米られておりましたら、答えてください。

○佐々木(敏)政府委員 今回の日米織維の政府間協定につきましては、業界に与える影響は非常に大きいと考えておる次第であります。ただその影響の度合い、あるいは現在業界が救済対策についての要望も検討いたしておりますが、まだ最終段階に至つておりません。したがいまして影響の度合い並びに救済対策の計画的なことはいま大蔵省と事務的にやつておりますけれども、ただいま申し上げられない段階でございます。ただ、織維の対米輸出依存度は申し上げるまでもなく非常に大きいのであります。したがつてその影響はさまであります。たとえば七月から実施されました自規制に伴う特別融資、あるいは今回ドル・ショック対策といたしまして三機関から千五百億円の特別融資をすることにいたしておりますけれども、こういったドル・ショック対策の中でも、業種指定をした中で織維関係というのはかなりの割合であります。たとえば通産省といふことは、この際織維産業の抜本的な構造改善といいますか、慢性的な不況であり、過剰設備を常時かかえておるという織維産業の抜本的な体質改善も、ある程度長期にわたると思ひますけれども、同時に配慮したい、かよりに考えておる次第であります。

○近江委員 非常に抽象的なあなたの答弁ですけれども、大体いまの段階になつて煮詰まつていると私は思うのです。もう少し具体的にお答えになつたらどうですか。どの辺まで大蔵省と話し合っているのですか。織維はほんとうにもう生産はとまつておるし、そういうところが多いのですよ。私の話は決してオーバーじゃないと思うのですよ。どのくらいまで煮詰まつっているのですか。あなた、もう少し明確に、もう少し真実のことをお答えになつたらどうですか。私はそんな抽象論を開いているのと違うのだ。

○佐々木(敏)政府委員 先ほど申し上げましたように、まだいま計画的に申し上げられる状態でございませんけれども、私ども、織維産業を抜本的に体質改善する立場から、設備買い上げと長期低利の融資、その二つの柱を中心いたしまして、

大蔵省と検討いたしておる次第であります。○近江委員 答弁は私にとっては非常に不満足であります。大体このくらいまで固まつておるだけあります。大蔵省が言うことを聞かないとか、大蔵省が来られているのですから、大蔵省さんどもなにですか。

○北田説明員 織維につきましては、従来から金融面ではいろいろな面で配慮をいたしておるわけでございます。たとえば七月から実施されました自規制に伴う特別融資、あるいは今回ドル・ショック対策といたしまして三機関から千五百億円の特別融資をすることにいたしておりますけれども、ドル・ショック対策の資金につきましてもかは、ドル・ショック対策の中でも、織維のほうに回るというようなことが予想されることは、ドル・ショック対策の資金につきましてもかなり織維のほうに回るというようなことが予想されることは、ドル・ショック対策といたしまして三機関から千五百億円の特別融資をすることにいたしておりますけれども、こういったドル・ショック対策の中でも、織維のほうに回るといふことはかなりの割合であります。たとえば通産省といふことは、この際織維産業の抜本的な構造改善といいますか、慢性的な不況であり、過剰設備を常時かかえておるという織維産業の抜本的な体質改善も、ある程度長期にわたると思ひますけれども、同時に配慮したい、かよりに考えておる次第であります。

○近江委員 非常に抽象的なあなたの答弁ですけれども、大体いまの段階になつて煮詰まつていると私は思うのです。もう少し具体的にお答えになつたらどうですか。どの辺まで大蔵省と話し合っているのですか。織維はほんとうにもう生産はとまつておるし、そういうところが多いのですよ。私の話は決してオーバーじゃないと思うのですよ。どのくらいまで煮詰まつっているのですか。あなた、もう少し明確に、もう少し真実のことをお答えになつたらどうですか。私はそんな抽象論を聞いているのと違うのだ。

○佐々木(敏)政府委員 先ほど申し上げましたように、まだいま計画的に申し上げられる状態でございませんけれども、私ども、織維産業を抜本的に体質改善する立場から、設備買い上げと長期低利の融資、その二つの柱を中心いたしまして、

大蔵省と検討いたしておる次第であります。

○近江委員 答弁は私にとっては非常に不満足であります。大体このくらいまで固まつておるだけあります。大蔵省が言うことを聞かないとか、大蔵省が来られているのですから、大蔵省さんどもなにですか。

○北田説明員 織維につきましては、従来から金融面ではいろいろな面で配慮をいたしておるわけでございます。たとえば七月から実施されました自規制に伴う特別融資、あるいは今回ドル・ショック対策といたしまして三機関から千五百億円の特別融資をすることにいたしておりますけれども、

○近江委員 そこで、政府間協定が結ばれて今後専門家会議でいろいろこまかい点が検討される、私はこのように思うのですが、交渉団はいつごろ発表されるのですが、またその構成等についてはどうなつておりますか。

○近江委員 そこで、政府間協定が結ばれて今後専門家会議でいろいろこまかい点が検討される、私はこのように思うのですが、交渉団はいつごろ発表されるのですが、またその構成等についてはどうなつておりますか。

○佐々木(敏)政府委員 先生御承知のとおり、日米両国の専門家会議は、今後協定が結ばれた暁におきまして毎月一回会合いたしまして、統計のレポートなりその他協定の運用の全きを期するということで行なわれるのです。今回通産省といたしましては、正式調印をするにあたりまして、まずいろいろな具体的な経過措置なりあるいは定義、範囲等の問題を正確にする必要があろうかと考へまして、今週末から通産省を主体にした専門家の派遣を考えておる次第であります。ただいまのところ外務省を通じまして米側の意向を公式に聞いております。したがいまして、最終決定ではありませんけれども、通産省といたしまして

は織維雑貨局の牟田口審議官以下関係課長二、三名、あるいは事務官を含めまして通産省全体七、八名の構成で今週末派遣すべく現在内定をいたしております。

○近江委員

それでいろいろ具体的な点を御相談されるわけですが、織維の中小零細の方々がほんとうに苦しんでおられるということをどうかひとつよく肝に銘じて交渉に臨んでいただきたいと思うわけです。

それから、特にこの織維それからまた雑貨ですが、これが非常に大きな影響を受けておるわけであります。特に米国において縮め出しがきついわけです。が、もうすでにECA等におきまして、今回英國が入りまして拡大歐州ということになつたわけですが、日本品の輸入とということについては非常に自主規制をやるといふような動きも出ておるかのようには聞いております。諸外国とも、米国から縮め出されたのがわが国に来るのじゃないかといふようなことで非常に警戒をしております。そういう点で、今後市場開拓とか、あるいはこの織維雑貨等についてはどうあるべきかといふような点で、今後市場開拓とか、あるいはこの織維雑貨等についてはどうあるべきかといふような点で、今後市場開拓においては非常に大事なことがありますけれども、私聞いておる範囲ではやはりまだ弱いようにも思ひますけれども、ジエトロ等のそういうところもやつておるとは思ひますけれども、今後そういうPRあるいは市場開拓、そりいつた点、今後のビジョン等も含めてどういうふうにお考えになつていらつしやるか、御答弁願いたいと思うのです。

○山下政府委員 お尋ねのこれから貿易政策の骨組みといふ点に関しましては、御承知のとおりに一つの曲がりかどともいえる時期でございまして、きわめて問題が複雑かつ困難だと思ひます。が、現在私どもが考えておりますことは、ガットの諸原則に對して幾つか例外的な事象が出てきておりますので、できるだけ多国間、國際的な場所で、ガットの原則に従つてそういう問題をどう処理していくか討議してまいりたい。OECDの研究グループもその一つでございますし、またガット自身の中で農業、工業両委員会から代表を出しで検討しようという案もまたその一つでございまして、いずれにも日本はきちんと参加してまいりました。が、日本がガットの原則から見ておくれておるのでも早く自由化をしてほしいという要望がございました。これについては過去三、四年格段の努力をして、現在ではほぼヨーロッパ、アメリカ等に近い水準まで来ておるわけでございますが、そのほかに、日本品が優秀だから国際競争力があるので、それを制限してほしといふ問題がござります。これは輸出規制あるいは自主規制あるいは政府間協定といふよらないいろんな形をとつておりますが、世界貿易上新しい問題だと思います。先生のおっしゃったヨーロッパにおけるセーフガードもその一つの変形と考えております。

P.R.関係は、そういう時期でもございまして、昨年十一月から私どもの省においても特に海外普及室を設けまして、在日の在外公館、新聞記者等、また海外のP.R.につきまして格段努力をいたしております。

〔委員長退席、進藤委員長代理着席〕

予算的には外務省、ジエトロ等が第一でございますが、私ども自身も及ばずながらやっておる次第でござります。

○近江委員 そこで、国際経済の問題がちよつと出ましたので、私具体的に何点かお聞きしたいと思うのですが、一つは中国との貿易等を積極的に拡大するということで、政府としての努力も私も認めますが、今回たとえば牛肉についても、生牛であればまわない、これは中国ははつきり断つてしましました。口蹄疫を疑つておるん

て、きわめて問題が複雑かつ困難だと思ひます。が、現在私どもが考えておりますことは、ガットの諸原則に對して幾つか例外的な事象が出てきておりますので、できるだけ多国間、國際的な場所で、ガットの原則に従つてそういう問題をどう処理していくか討議してまいりたい。OECDの研究グループもその一つでございまして、またガット自身の中で農業、工業両委員会から代表を出しで検討しようという案もまたその一つでございまして、いずれにも日本はきちんと参加してまいりました。が、日本がガットの原則から見ておくれておるのでも早く自由化をしてほしいという要望がございました。これについては過去三、四年格段の努力をして、現在ではほぼヨーロッパ、アメリカ等に近い水準まで来ておるわけでございますが、そのほかに、日本品が優秀だから国際競争力があるので、それを制限してほしといふ問題がござります。これは輸出規制あるいは自主規制あるいは政府間協定といふよられないいろんな形をとつておりますが、世界貿易上新しい問題だと思います。先生のおっしゃったヨーロッパにおけるセーフガードもその一つの変形と考えております。

P.R.関係は、そういう時期でもございまして、昨年十一月から私どもの省においても特に海外普及室を設けまして、在日の在外公館、新聞記者等、また海外のP.R.につきまして格段努力をいたしております。

○近江委員 腰を据えて交渉する、要するに中小零細はたいへんな困難に入つてゐるわけですよ。ですから、じつくり交渉してもらら、それは大事な一つの変形と考えております。

○近江委員 それも検討しておるという段階で終わつておるわけですね。その辺のことでもほんとうに政府が積極的に進める意思があるならば、強力にこれをどう解決していくかということをほんとうに煮詰めていくべきじゃないか、私こう思ひます。これは特に強く要望しておきます。

○近江委員 それから御承知のマグロのかん詰めですね。これは米国がどんどん送り返しておりますけれども、この検査のしかた等非常に問題があるわけですから、じつくり交渉してもらら、それは大事な一つの変形と考えております。

○近江委員 それから御承知のマグロのかん詰めですね。これは米国がどんどん送り返しております。まだめにやつておる零細業者、中小業者がどうも、この検査のしかた等非常に問題があるわけですから、じつくり交渉してもらら、それは大事な一つの変形と考えております。

○山下政府委員 腰を据えて交渉してと申しましたのは、

○山下政府委員 マグロのかん詰めの検査は、こ

とく、二ヵ月アメリカが極端に制限をしてまいり

ます。が、そもそも緊急の問題として取り上げたいと思っております。そもそもは、去年、マグロにかかる救済を考えておりますが、これについてお聞かせください。

○近江委員 この点は強く要望しておきます。

それから国内において、合板業界、これがまた

非常に最近はドル・ショック等で不況におちいつておるわけです。政府に対して廃棄等に非常に特別融資等を強く望んでおるのですが、こういう個々の業界等についてどういう対策をとつております。

ますか。特に合板業界等についてお聞きしたいと思います。

○高橋(湖)政府委員 合板につきましては、このたび、影響を著しく受ける業種ということで、本法案による指定業種を予定しておりますし、また緊急融資の対象業種としても考えております。

〔進藤委員長代理退席、委員長着席〕

○近江委員 それから全業種、全産業、「ドル・ショックでたいへんな苦境に立つておるわけですが、いつも年末になつてくると問題になつてきます年未対策」一年を越してからさらに倒産が拡大するだらう、当然これだけ不況におけるわけですから、格段の対処をすべきである。年末、そして年度末、これはもうたいへんな問題であると思います。これについて、具体的な長官また政務次官の御構想をひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

○稻村(佐)政府委員 年末融資の問題ですが、千八百八十億現在考へておるわけですが、それに合わせて、千五百億は年末融資じゃございませんが、そういう意味合いから、こういったものをずっと含めてまいりますと、この程度ならば十分ではなからうかといふように考へておるわけです。もちろん、いまお説の中では年を明けてからといふ問題が御質問でございましたが、こういった問題も成り行きを見きわめつつ、もし必要があるとするとならばこれはやはり考へていくべきではないか、こういうふうに考へております。

○近江委員 もうすでに昨年度末においては、年度末対策も非常にわざかでありますが対策をとつたわけですし、それからさらに不況の底が深刻化してきております。当然私は大幅の対策をとるべきである、まだ煮詰まつてないなら、これ以上お聞きしてもしかたがないと思いますが、強力にこそれを要望しておきます。

それから、特にこういう不況になつてきます

と、非常に下請が泣かされるのです。もう御承知のとおりです。現金を払つていたものを一部にして、長期手形だ、台風手形、お産手形、あるいは単価の切り下げによる仕事をとめてくる。それは確かに下請代金支払遅延等防止法はあるのかも

しませんけれども、これはあまりにも天下にざは確かに下請代金支払遅延等防止法はあるのかも何したって、これだけ不況になつてきますと、なかなか通達くらいいじや進みません。これについて、政府総力をあげて私は下請を守つてもあらいたいと思うのです。下請についてはこの前に下請振興法もできましたけれども、これだけ今までに見たつて不備です。また、きょうは公取さんも来られておるのでですが、どうやって下請を守つていただぐのですか、まず公取さんに私はお聞きします。

○吉田説明員 ドル・ショックの影響もございまして不況が深刻化するにつれまして、そのしわ寄せが中小零細の下請事業者に對して、下請代金の支払いの遅延でござりますとがあることは長期サイトの手形交付、さらには値引きでござりますとか

買いたたき等としてあらわれてくることが非常に懸念されておりますが、公正取引委員会としましては、現在の下請法のより強力な運用によつてこれらに対処してまいりたいというふうに考へているわけでございます。公正取引委員会としましては、ドル・ショック問題の発生以来、下請法運用協力団体並びに全国にわたつて委嘱配置してございます下請取引改善協力委員、こうした人たちから、各業界の経済実態それから下請取引の実情等につきまして報告を求めておりまして、特に下請法の運用につきましては、立ち入り検査、招致検査、文書警告、また公取への措置請求といふことでもありますし、また下請代金支払遅延等防止法の運用につきましては、立ち入り検査、

○稻村(佐)政府委員 いま長官が答えたとおりであります。これは前々からこの問題を論議しておきましたが、なつかか実効があがつていられないわで。そこで、通産省は親会社べたといふお話をされましたが、そろではないと思います。そして

長い手形が出ておるということについて、これが御指摘のとおりだと思います。そういう意味合は御指摘のとおりだと思います。そこで、中でござりますので、その結果を見まして、違反があればこれに対する勧告等適切な措置を迅速にとつてまいりたいというふうに考えております。公取さんは中止企業、零細企業の、言ふならば守り手です。これだけあなた方に期待しているかわからぬわけです。ですから、ほんとうにここで下請を守るという観点で、真剣にやつてもらわなければ困るわけです。また、通産省は変にそういう親企業を守るというような気持ちはないと思ひますけれども、強力に公取さんと力を合わせてやつてもらわなければ困ると思います。

それについて、下請を守るという観点に立つて、どういう決意で、対策で望んでおられますか、長官、そして政務次官に簡潔にお答え願いたいと思います。

○高橋(湖)政府委員 九月一日には、公取委員長と通産大臣名で、親事業者あてに、中小下請企業者に対ししわ寄せをやらないようにといふ警告をいたしました。さらに十月一日には、中小企業庁長官名で、重ねてこの趣旨の徹底をはかつておるとともにございまして、また下請代金支払遅延等防止法の運用につきましては、立ち入り検査、招致検査、文書警告、また公取への措置請求といふことでもありますし、また下請中止業所に對して調査をいたしております。こうしたことでも、決して親企業のことを考え、そちらに片寄つた考え方というのではなくつておらず、ちゃんと考へ方といふのはとつておられません。

また、それと同時に、下請企業の振興のために、現在強制的に運用してまいりっております。

○稻村(佐)政府委員 いま長官が答えたとおりでございますが、これは前々からこの問題を論議しておきましたが、なつかか実効があがつていられないわで。そこで、通産省は親会社べたといふお話を

ございましたが、そろではないと思います。そして御指摘のとおりだと思います。そういう意味合は御指摘のとおりだと思います。そこで、中でござりますので、その結果を見まして、違反があればこれに対する勧告等適切な措置を迅速にとつてまいりたいといふふうに考えております。公取さんは中止企業、零細企業の、言ふならば守り手です。これだけあなた方に期待しているかわからぬわけです。ですから、ほんとうにここで下請を守るという観点で、真剣にやつてもらわなければ困るわけです。また、通産省は変にそういう親企業を守るというような気持ちはないと思ひますけれども、強力に公取さんと力を合わせてやつてもらわなければ困ると思います。

それについて、下請を守るという観点に立つて、どういう決意で、対策で望んでおられますか、長官、そして政務次官に簡潔にお答え願いたいと思います。

○高橋(湖)政府委員 九月一日には、公取委員長と通産大臣名で、親事業者あてに、中小下請企業者に対ししわ寄せをやらないようにといふ警告をいたしました。さらに十月一日には、中小企業庁長官名で、重ねてこの趣旨の徹底をはかつておるとともにございまして、また下請代金支払遅延等防止法の運用につきましては、立ち入り検査、招致検査、文書警告、また公取への措置請求といふことでもありますし、また下請中止業所に對して調査をいたしております。こうしたことでも、決して親企業のことを考え、そちらに片寄つた考え方といふのはとつておられません。

また、それと同時に、下請企業の振興のために、現在強制的に運用してまいりっております。

もう時間がありませんから、簡単にその二点両省にお聞きします。それで終わります。

○新田政府委員 ただいま御指摘のとおり、私も十月の十二日現在で本年度の経済見通しの改定をいたしました。これは御承知のように、昨年の下期以降経済が停滞しまして、六、七月ころ、輸出の好調あるいは在庫調整の進展を背景にいたしましてやや回復のきざしが見えたのでございますが、ドル防衛措置によって再び停滞色を強めておる、そりいつた背景、それから今度の補正予算あるいは減税の効果を織り込みまして、年度当初のG.N.P.一〇・一%を五・五%と改定いたしましたわけでございます。ただ、今後の平価調整の行くえあればフローの見通し、そりいつた点非常に不確定要因がござりますので、一応十月十二日現在の状態で見通しをつくったわけでございますが、当然来年度の予算編成に関連しまして、本年度の見通しをさらに正確にどう置くかということが当面の問題になつてくるわけでございまして、今後の一、二ヶ月の推移を見ましても、年末にはもう一度来年度の見通しと関連しまして見直してみたい、そういうふうに考えております。

○関説明員 最近の雇用失業情勢を見てまいりますと、新規の求人が減る一方、新規の求職者がふえるというような状態になつてきておりますが、お現状のところは、従来の人手不足の傾向を反映しまして新規の求人のほうがなお多い状態にござります。しかしながら、今後さらに雇用失業情勢が悪化することも考えられますので、私どもいたしましては、この法案の九条の措置を活用いたしまして、やむなく発生する離職者に対して対処してまいりたい、というふうに考えております。なおまた、繊維その他いろいろ今後の雇用失業情勢に対処するために、現在、今後の雇用対策のありべき姿につきまして中央職業安定審議会にいろいろ御検討をお願いしているところでござります。

○近江委員 終わります。

○吉田(泰)委員 今回提案になつております法律案につきまして、まず具体的な質問に入ります前にも、この法案の提案をされた背景の中で、現在の価格調整、ドル・ショック、そういうものによる輸出の減少あるいはその見通し、そういう背景に基づいて出てまいりました法案でございますが、その現在時点の輸出減少の実績とその見通し――計算的に現在の輸出が現時点でどれほど減つておるかということ、それから見通しをまず質問に入る前に御答弁をいただきたいと思います。これは長官にお願いいたします。

○高橋(源)政府委員 直接のお答えになりませんのでちょっとお許しいただきたいと思いますが、

九月末時点くらいまでの間、輸出成約状況、中小企業については通常の二割程度、それが十月末から十一月にかけて五、六割程度に上がってきておる、こういう傾向が一つござります。

それから中小企業の輸出額の減少見込み額といいますのは、全体で八億程度ではなかろうかとい

うように、これは試算でございます。いまお尋ねの現時点における輸出の見通しということになりま

すと、輸出全体としまして通関ベースで二百二十億ドル程度という一応の見込みをとつております。直接のお答えになりませんので、申しわけあ

りませんが……。

○吉田(泰)委員 どうも現在時点の輸出の減少とその見通しということで、なかなかはつきりした

お答えになつていらないような気がいたします。法案が提案された背景のグレントの状況でございま

すので、もう少し明確な御答弁が望ましいと思いま

す。再度、またあとだけつこうでござります。

○吉田(泰)委員 高度化資金を使いながら転業

した数字を、いまおたくの事務官が大阪とか全国の

あちこちに電話で聞いていますという状況が先ほ

どありましたか、少なくとも高度化資金の運用効

果――これは中小企業庁怠慢だと私は思うのです

よ。たとえば高度化資金を出しながら、毎年漸増

していくのがわからぬので、御了承いただきたいと思

います。

○吉田(泰)委員 高度化資金を使いながら転業

した数字を、いまおたくの事務官が大阪とか全国の

あちこちに電話で聞いていますという状況が先ほ

どありましたか、少なくとも高度化資金の運用効

果――これは中小企業庁怠慢だと私は思うのです

よ。たとえば高度化資金を出しながら、毎年漸増

していくのがわからぬので、御了承いただきたいと思

います。

○吉田(泰)委員 この委員会でこれ以上この問題

について――私はあとの中小企業政策といふも

一つ本論の質問をしたいめにお伺いをしたので

す。結論的に言うならば、中小企業庁長官の答弁

としては、私は全く不本意でございます。そのこ

とだけは念を押しておきます。

もう一つ、事実転業者というの非常に多いの

です。中小企業の近代化助成法の近代化資金を受

けた中にも転業しておる人がおります。私はこの

る。出して、その結果といふのは何をしていないのですか。まとめておくところはないのですか。

○高橋(源)政府委員 先生お尋ねの件がもし中小企業団地、卸団地、いろいろございますが、これにつきましては事業団のほうで効果を取りまとめ、また現在そのフォローアップをしておるというところでございましたら、これは工場団地それから商

業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化資金の融資を受けながら――一時いわゆる高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化資金の融資を受けながら――一時いわゆる高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

企業をした、過当競争に耐えられなくて転業していったその数字ですね。なおかつ、その上に高度化

ことは、あえて中小企業政策が悪いと言うのではないのです。自主的に転業をするそのことについてぼくはむしろ賛成者の立場で言うておるのであります。これはあとで本論に入つたときにその私の気持ちが明確になると思います。

もう一点、まず私が質問をいたしたいのは、先ほど同僚委員からの質問がありました。いわゆる中小企業の法案、私が国会に出でまいりましてからもいろいろな中小企業法案が出てまいりましたが、極論をすればいわゆる翻案策といいますか、こう樂ぱりといいますか、ほんとうにそういう法案が非常に多いということです。たとえばいま話がありました下請代金の遅延の問題、これも非常にざる法である。

いまここで一つ取り上げたいのは、特惠関税の問題あるいは今回のドル・ショックの問題。こ

ういう問題を通じて、注文したものが受注停止になると、回収金は回収不能になつて、金はくれない。いろいろな問題でまたぞろ経済基盤が悪いといふ理由のもとに下請企業が代金のしわ寄せを受けているという実態が非常に多いと思うんです。たとえば一例を申し上げますと、これは長官に御答弁願いたいのですが、織維産業だけといふとなかなか資料がないようですが、機械産業のいわゆる下請代金の遅延の現状を把握しておられるかどうか。現在ですよ。御答弁を願いたいと思います。

○高橋(税)政府委員 いま織維機械だけを抽出し

た資料はございませんが、織維機械を含みます一

般機械と、ことで申し上げますと、九月におき

ます手形のサイトは平均百十五日というところになつております。それでこの数字はここ数カ月來

特に著しい変化は示しておりません。ただ今後事

態が悪化するということははなはだ懸念されると

ころでございます。申しわけありませんが、分類

しませんので、一般機械といふことでお答えさ

していただきました。

○吉田(泰)委員 私はいま二点を具体的な例で御

質問しました。

そこで、私はこれから少し長官に、現在のこの法案ということではなくて、この法案ももちろん中に含まれておりますが、政府の中小企業政策の見通しの甘さということをここで議論をしてみたいと思うのです。ということは、特惠関税問題がある。ドル・ショックがあると、すぐに手直しの法案が出されなければいけない。そこに中小企業政策——寡少過多、寡少資本で過多業種、高度化をやると高度化貧乏が始まる。しかし中小企業政策のもとに保護政策をとらなければならない。なんとなしにお茶を濁した政策をとる。たとえて言いますと、これは一例ですが、铸物屋がたくさんある、みな高度化したいのだ、全部が高度化してしまって、需要と供給のバランスは、見通しはだれも教えてやらない。全部が高度化されたらとてもじゃない、売れないのです。そういうことが各業種に今までたくさんあると思うのです。そういうことがござなりのままに、出てきた事象の、何か傷の手当ではかりしている。抜本的な政策を打つてない。したがつて、私はこの問題が、中小企業政策の法案が今回ドル・ショックで提案され、中小企業者がほんとうに喜ぶかどうか。これは自分でが、政府が、こうやってドル・ショックで中小企業のためにこの法案を出したのだと、いうひとりよがりになつてくれたら困るので、ほんとうは。それを私ははどうしてもこの際言いたいのです。もっと前に政府が、中小企業庁という所があつて、長官がおつて、たくさんの人々が持つてゐるのだから、もう少し長期的な見通しで、いわゆる既存の企業を全部温存するといふ形のもとで企業指導をするということでは、いつまでたつても、何か事があれば必ず中小企業が代金においてしわ寄せを受ける、また政策の変更においてしわ寄せを受ける、そういう形になるのではないか。先ほど私が近代化をやりながら転業をした人がある、これについて否定しないと言つたことは、ここにあるのです。自主的に、

やつてきた高度化資金をいただきながら非常に内閣体制を整えたけれども、自分なりの長期見通しで、これはもう転業すべきだと勇気をもつて転業していく。これは私は、ごくまれだと思うのですね。したがつて、中小企業の衝に当たられる長官は、これは歴代そなんですが、もう少し長期的な見通しを立ててやつて、その業界、業界でグループで正しい情報を正しく伝えてやるといふことをやると高度化貧乏が始まると、確かに保護政策をとらなければならない。なんとなしにお茶を濁した政策をとる。たとえて言いますと、これは一例ですが、铸物屋がたくさんある、みな高度化したいのだ、全部が高度化してしまって、需要と供給のバランスは、見通しはだれも教えてやらない。全部が高度化されたらとてもじゃない、売れないのです。そういうことが各業種に今までたくさんあると思うのです。そういうことがござなりのままに、出てきた事象の、何か傷の手当ではかりしている。抜本的な政策を打つてない。したがつて、私はこの問題が、中小企業政策の法案が今回ドル・ショックで提案され、中小企業者がほんとうに喜ぶかどうか。これは自分でが、政府が、こうやってドル・ショックで中小企業のためにこの法案を出したのだと、いうひとりよがりになつてくれたら困るので、ほんとうは。それを私はどうしてもこの際言いたいのです。もっと前に政府が、中小企業庁という所があつて、長官がおつて、たくさんの人々が持つてゐるのだから、もう少し長期的な見通しで、いわゆる既存の企業を全部温存するといふ形のもとで企業指導をするということでは、いつまでたつても、何か事があれば必ず中小企業が代金においてしわ寄せを受ける、また政策の変更においてしわ寄せを受ける、そういう形になるのではないか。先ほど私が近代化をやりながら転業をした人がある、これについて否定しないと言つたことは、ここにあるのです。自主的に、

んばな、お茶を濁したよくな法律で中小企業者を救つたと思つていますか。これはお役人の理屈だと思います。私は一人よがりだと思います。これは長官、どうですか。

○高橋(税)政府委員 私、このように考えております。この数年来実は国際経済のもとにおいて中企はいかにるべきかといふことをいろいろな見通しを立ててやつて、その業界、業界でグループで正しい情報を正しく伝えてやるといふことをやると高度化貧乏が始まると、確かに保護政策をとらなければならない。なんとなしにお茶を濁した政策をとる。たとえて言いますと、これは一例ですが、铸物屋がたくさんある、みな高度化したいのだ、全部が高度化してしまって、需要と供給のバランスは、見通しはだれも教えてやらない。全部が高度化されたらとてもじゃない、売れないのです。そういうことが各業種に今までたくさんあると思うのです。そういうことがござなりのままに、出てきた事象の、何か傷の手当ではかりしている。抜本的な政策を打つてない。したがつて、私はこの問題が、中小企業政策の法案が今回ドル・ショックで提案され、中小企業者がほんとうに喜ぶかどうか。これは自分でが、政府が、こうやってドル・ショックで中小企業のためにこの法案を出したのだと、いうひとりよがりになつてくれたら困るので、ほんとうは。それを私はどうしてもこの際言いたいのです。もっと前に政府が、中小企業庁という所があつて、長官がおつて、たくさんの人々が持つてゐるのだから、もう少し長期的な見通しで、いわゆる既存の企業を全部温存するといふ形のもとで企業指導をするということでは、いつまでたつても、何か事があれば必ず中小企業が代金においてしわ寄せを受ける、また政策の変更においてしわ寄せを受ける、そういう形になるのではないか。先ほど私が近代化をやりながら転業をした人がある、これについて否定しないと言つたことは、ここにあるのです。自主的に、

やつてきた高度化資金をいただきながら非常に内閣体制を整えたけれども、自分なりの長期見通しで、これはもう転業すべきだと勇気をもつて転業していく。これは私は、ごくまれだと思うのですね。したがつて、中小企業の衝に当たられる長官は、これは歴代そなんですが、もう少し長期的な見通しを立ててやつて、その業界、業界でグループで正しい情報を正しく伝えてやるといふことをやると高度化貧乏が始まると、確かに保護政策をとらなければならない。なんとなしにお茶を濁した政策をとる。たとえて言いますと、これは一例ですが、铸物屋がたくさんある、みな高度化したいのだ、全部が高度化してしまって、需要と供給のバランスは、見通しはだれも教えてやらない。全部が高度化されたらとてもじゃない、売れないのです。そういうことが各業種に今までたくさんあると思うのです。そういうことがござなりのままに、出てきた事象の、何か傷の手当ではかりしている。抜本的な政策を打つてない。したがつて、私はこの問題が、中小企業政策の法案が今回ドル・ショックで提案され、中小企業者がほんとうに喜ぶかどうか。これは自分でが、政府が、こうやってドル・ショックで中小企業のためにこの法案を出したのだと、いうひとりよがりになつてくれたら困るので、ほんとうは。それを私はどうともこの際言いたいのです。もっと前に政府が、中小企業庁という所があつて、長官がおつて、たくさんの人々が持つてゐるのだから、もう少し長期的な見通しで、いわゆる既存の企業を全部温存するといふ形のもとで企業指導をするということでは、いつまでたつても、何か事があれば必ず中小企業が代金においてしわ寄せを受ける、また政策の変更においてしわ寄せを受ける、そういう形になるのではないか。先ほど私が近代化をやりながら転業をした人がある、これについて否定しないと言つたことは、ここにあるのです。自主的に、

んばな、お茶を濁したよくな法律で中小企業者を救つたと思つていますか。これはお役人の理屈だと思います。私は一人よがりだと思います。これは長官、どうですか。

○吉田(泰)委員 いま良官の御答弁の中で、需要構造の長期的な取り組む姿勢ということをお伺いしまして、私もそのとおりで同意でござります。

ただ特に、再度繰り返すようございますが、私は中小企業政策というものは、ほんとうの親切な政策は、いま申上げましたように、需要構造の長期的な見通しによつてはつきりしたものと政府が立てて、それに沿つて、たとえば事業を集約するものはする、技術を高めるものは高める、あるいは生産量を減らすものは減らす、あるいは転業するものは転業するという、大きな意味でない

と、そういう政策を政府がとらないと、百年河清を待つこと、中小企業は今までと同じように出てきた。こう来るはつて、いま困った人がおるから緊急融資をしてもらいたい。——そのことも非常に中小企業者は待っておりりますよ。しかし、だからといってそれが中小企業のほんとうの根本的な、政府の親切な政策にはなり得ない、私はそのように考えます。もう少し中小企業政策を根本的にやり直していただきたい。これは、本委員会で私が声を大にして言つたところでなかなか直らないのかもしれぬと思いますがね。残念なんです、ほんとうは、だからいつも翻訳的な法案だけが出てくる。そうじゃなくて、もう少し見通しを立て——中小企業の見通しはあるいは日本の、大きな意味で産業構造の見通しの甘さが現在の中企業の不況、非常な不安、そういうものを招いた最大の原因である。ドル・ショックといふものはたいへん大きめうございます。価格調整の問題、たいへん大きい問題でございますが、かくいつてこういう長期的な需要構造の見通しを政府がちゃんと持つて、基本的な中小企業政策をいいだすが、特にお願いを申し上げたいと思います。

で今後の、これは要望も多分に入つておりますが、特にお願いを申し上げたいと思います。

こういう問題について、中小企業のあり方について、これは政務次官、一言現在の中小企業の思い切つた発想の転換とまでは言いませんが、やりたくともなかなかできないという点があると思うのです。もう少し需要構造の長期的な見通しを立てて、それに即応するような考え方をしないと、連続の中企業政策、そんな気がします。中小企業問題があるたびに起るというのは、法律が必要になつてくるというのは、中小企業政策がないからなんですよ、逆に言えば、何かあれば、ドル・ショックがあれば、あるいは特惠関税の問題があれば中小企業保護政策が要るということ自

身が、日本の国に真の意味の中小企業政策がないから、そういう法律が絶えず起つてくるのに、出でてきた。これが中小企業の方々がほんとうの根本的な、政府の親切な政策にはなり得ない、私はそのように考えます。もう少し中小企業政策を根本的にやり直していただきたい。これは、本委員会で私が声を大にして言つたところでなかなか直らないのかもしれぬと思いますがね。残念なんです、ほんとうは、だからいつも翻訳的な法案だけが出てくる。そうじゃなくて、もう少し見通しを立て——中小企業の見通しはあるいは日本の、大きな意味で産業構造の見通しの甘さが現在の中企業の不況、非常な不安、そういうものを招いた最大の原因である。ドル・ショックといふものはたいへん大きめうございます。価格調整の問題、たいへん大きい問題でございますが、かくいつてこういう長期的な需要構造の見通しを政府がちゃんと持つて、基本的な中小企業政策をいいだすが、特にお願いを申し上げたいと思います。

で今後の、これは要望も多分に入つておりますが、特にお願いを申し上げたいと思います。

こういう問題について、中小企業のあり方について、これは政務次官、一言現在の中小企業の思い切つた発想の転換とまでは言いませんが、やりたくてもなかなかできないという点があると思うのです。もう少し需要構造の長期的な見通しを立てて、それに即応するような考え方をしないと、連続の中企業政策、そんな気がします。中小企業問題があるたびに起るというのは、法律が必要になつてくるというのは、中小企業政策がないからなんですよ、逆に言えば、何かあれば、ドル・ショックがあれば、あるいは特惠関税の問題があれば中小企業保護政策が要るということ自

りだと思います。そこで、今度の法律改正というのは、中小企業を長期的にこれは私はやはり見ていかなければならぬと思うのですよ。たとえば織維なんか見ましても、まず救済といふことよりか、どう将来の織維業界とくもののがあり方を位置づけていくか。やはりこの災いを福に転すると、いろいろな形で、たとえばいま織維の問題を例にあげましたが、全体の私はやはり中小企業問題の恒久的な対策の確立が必要だと思ひます。しかしながら、こういった予測をしていないものに出づかわしまして、それを立てつつも、やはり今度の法律改正といふものは、先ほど来長官が申し上げたように、一時的に救済をする場合においてたいへんな大事なことがあるわけござりますから、今度提案をいたしまして御審議を願つておる。こういふわけござります。一日も早くこの問題については御審議を願わなければならぬわけでござりますが、いま中小企業の恒久的な長期的な対策といふものについては、私は、当然過ぎるくらい当然考えなければならないときにはなにか、いかと思つております。そういう意味で、お説のとおり積極的に進めるこことを申し上げておきたい

うと思ひます。

○吉田(恭)委員 これは、私はもう一回繰り返しますが、中小企業の救済、いわゆる保護、そういう法案がること自身は、眞の意味の中小企業政策がないといふことなんですよ。わかつてもらえますか。絶えず急場しのぎの法案が出なければならぬといふことは、眞の意味の中企業政策がらないということは、そのうちにもうだといふことを腹にわきまして、答弁なり中小企業を指導してもらわないと、ほんとうの意味で中小企業者は喜ばないですよ。困るから、こういう法案を通してやつたじゃないか、緊急融資をこうしてやつたじゃないか、緊急融資をこうしてやつたじゃないかといふことですね。

身が、日本の国に眞の意味の中小企業政策がないから、そういう法律が絶えず起つてくるのに、出でてきた。これが中小企業の方々がほんとうの根本的な、政府の親切な政策にはなり得ない、私はそのように考えます。もう少し中小企業政策を根本的にやり直していただきたい。これは、本委員会で私が声を大にして言つたところでなかなか直らないのかもしれぬと思いますがね。残念なんです、ほんとうは、だからいつも翻訳的な法案だけが出てくる。そうじゃなくて、もう少し見通しを立て——中小企業の見通しはあるいは日本の、大きな意味で産業構造の見通しの甘さが現在の中企業の不況、非常な不安、そういうものを招いた最大の原因である。ドル・ショックといふものはたいへん大きめうございます。価格調整の問題、たいへん大きい問題でございますが、かくいつてこういう长期的な需要構造の見通しを政府がちゃんと持つて、基本的な中小企業政策をいいだすが、特にお願いを申し上げたいと思います。

で今後の、これは要望も多分に入つておりますが、特にお願いを申し上げたいと思います。

こういう問題について、中小企業のあり方について、これは政務次官、一言現在の中小企業の思い切つた発想の転換とまでは言いませんが、やりたくてもなかなかできないという点があると思うのです。もう少し需要構造の長期的な見通しを立てて、それに即応するような考え方をしないと、連続の中企業政策、そんな気がします。中小企業問題があるたびに起るというのは、法律が必要になつてくるというのは、中小企業政策がないからなんですよ、逆に言えば、何かあれば、ドル・ショックがあれば、あるいは特惠関税の問題があれば中小企業保護政策が要るということ自

りだと思います。そこで、今度の法律改正といふのは、中小企業を長期的にこれは私はやはり見ていかなければならぬと思うのですよ。たとえば織

をして中小企業がどんどん体質がよくなつていいく、全部体質がよくなつていいなら、オーバープロダクションですよ。これはもう目に見えてはっきりわかつておるのであります。だから、そういう需給の見通しを立てて、転業を進める方向に持つていくのか、緊急対策だけやるのか。私は、なぜこういう質問をしているかといいますと、あのの質問で言うつもりでしたら、もういま言つてしまいますが、ほんとうは、たとえば転業するときに、もう少し広範囲に設備を買取つてやるといふような方向に行つてほしいから言つておるのであります。転業しやすいように、そこまで思い切った転業の助成をするという形が最終的に望ましいから、いま申し上げておるのであります。なるほど大企業との企業格差を追いつけ、追い越せ——まあ追い越しはせぬが、だんだん縮めてきたことは御説のとおりだと思います。しかし、全部がそなつたら、長官、やつていただけますか。中小企業が全部が体質改善できたら、これは需給見通し、国内あるいは輸出を含めて、需給のバランスはとれますか。私はこれないと思ひます。だからその矛盾点を含め、生産性が上がつてみたら、私は製品の余りものがたいへんたくさんできてくると思うのです。そういう見通しのもとに、あるいは製品を減少すべきもの、生産を落とすべき業種もあるだらうし、あるいは大いに転業させなければいかぬ業種もあるだらうし、そういう見通しのもとに、中小企業庁が真剣に取組んでくれる。それがためには、不用設備の機械でも、お茶を濁した助成策ではなくて、思い切つて買取るような、そういう理念がないと、買取るというところまで私は行かないと思うのです。そういう考え方があるからこそ、思い切つた、いわゆる設備の買取りといふ方向に向くよくな努力が行なわれるのであるといふような認識については、長官も私もちつとも変わっていない。そのとおりなので

す。ただ、そのままで行つてくれたら困るのだと、いうことを長官に私は質問しているのです。転業成は非常に不十分です。なかなか転業しにくく思うのです。もう少し転業しやすい、そういう政策を立案して実行していく、そういう気持ちがあるかどうかということを質問しておるのであります。○高橋(源)政府委員 やはりこれは中小企業だけではなくて、日本の産業構造全体として考えまして、一言でいえば、やはり日本の産業全体が知識集約型の産業構造に向かうべきものと思ひます。その中で、たとえば七〇年代を考えてみると、いわゆる情報産業であるとか、住宅産業であるとか、あるいはレジャー産業とか、公害防止産業とか、いろいろ分野があつて、その中で中小企業に向いた分野がいろいろあらうかと思います。それで先生おっしゃいますように、そういうような分野に向かつて中小企業もやはり転換をはかつていくことは、産業構造の中では当然行なわれなくて、なかなかあらうかと思ひます。それから、たとえば転業しろといつてもなかなかできません、できるような条件をつくつてやる、そういう条件をつくるのは何かといふと、たとえば機械を買取つてやるとか、具体的な問題をひっさげてやらないといけないと思うのです。だんだん構造上の動きを中小企業者が理解をして、だいぶみんながけがをして、どうにもならなくなつてそういう声が起つたときに、中小企業庁は需給の見通しを立てながらやつておるといふのでは、私はもう一つ指導性がないと思うのです。私が申し上げたいのは、どういふ形で中小企業庁はPRをして、線に沿つた動き方を中小企業の方にもしていただきたいし、そういう意味の助成策といふことを情報として与え、そしてそういう大きな流れについて考えるべきではないか。したがいまして、自主的に転業をはかる、あるいは共同して、そのためには業種全体、業種ぐるみとして、みずからその中における過剰問題といふものを解決するのをどうするかといふような考え方も、業界自体からも出てくると思います。そのときに、国としてどういふところまで協力し、あるいはアドバイ

スするかといふようなこと、これは個別、具体的な業種ごとにいろいろ出てくるのではないかと思ひます。が、基本的にはやはり、るべき産業構造の中で正しい位置づけを持つといふことが大筋であります。○吉田(泰)委員 やはり私が予期したような御答弁になつてしまいましてが、ほんとうは中小企業者の体質上出てきた姿で、それを集約するのが政策を立案して実行していく、そういう気持ちがあるかどうかといふことを質問しておるのであります。○高橋(源)政府委員 やはりこれは中小企業だけではなくて、日本の産業構造全体として考えてみて、一言でいえば、やはり日本の産業全体が知識集約型の産業構造に向かうべきものと思ひます。その中で、たとえば七〇年代を考えてみると、いわゆる情報産業であるとか、住宅産業であるとか、あるいはレジャー産業とか、公害防止産業とか、いろいろ分野があつて、その中で中小企業に向いた分野がいろいろあらうかと思ひます。それで先生おっしゃいますように、そういうような分野に向かつて中小企業もやはり転換をはかつていくことは、産業構造の中では当然行なわれなくて、なかなかあらうかと思ひます。それから、たとえば転業しろといつてもなかなかできません、できるような条件をつくつてやる、そういう条件をつくるのは何かといふと、たとえば機械を買取つてやるとか、具体的な問題をひっさげてやらないといけないと思うのです。だんだん構造上の動きを中小企業者が理解をして、だいぶみんながけがをして、どうにもならなくなつてそういう声が起つたときに、中小企業庁は需給の見通しを立てながらやつておるといふのでは、私はもう一つ指導性がないと思うのです。私が申し上げたいのは、どういふ形で中小企業庁はPRをして、線に沿つた動き方を中小企業の方にもしていただきたいし、そういう意味の助成策といふことを情報として与え、そしてそういう大きな流れについて考えるべきではないか。したがいまして、自主的に転業をはかる、あるいは共同して、そのためには業種全体、業種ぐるみとして、みずからその中における過剰問題といふものを解決するのをどうするかといふような考え方も、業界自体からも出てくると思います。そのときに、国としてどういふところまで協力し、あるいはアドバイ

スするかといふようなことはもつともなんです。もつともなことしかできないのですよ。もつと一步進んだことがないであります。そこでやはり、あるべき産業構造の中で正しい位置づけを持つといふことが大筋であります。○吉田(泰)委員 やはり私が予期したような御答弁になつてしまいましてが、ほんとうは中小企業者の体質上出てきた姿で、それを集約するのが政策を立案して実行していく、そういう気持ちがあるかどうかといふことを質問しておるのであります。○高橋(源)政府委員 やはりこれは中小企業だけではなくて、日本の産業構造全体として考えてみて、一言でいえば、やはり日本の産業全体が知識集約型の産業構造に向かうべきものと思ひます。その中で、たとえば七〇年代を考えてみると、いわゆる情報産業であるとか、住宅産業であるとか、あるいはレジャー産業とか、公害防止産業とか、いろいろ分野があつて、その中で中小企業に向いた分野がいろいろあらうかと思ひます。それで先生おっしゃいますように、そういうような分野に向かつて中小企業もやはり転換をはかつていくことは、産業構造の中では当然行なわれなくて、なかなかあらうかと思ひます。それから、たとえば転業しろといつてもなかなかできません、できるような条件をつくつてやる、そういう条件をつくるのは何かといふと、たとえば機械を買取つてやるとか、具体的な問題をひっさげてやらないといけないと思うのです。だんだん構造上の動きを中小企業者が理解をして、だいぶみんながけがをして、どうにもならなくなつてそういう声が起つたときに、中小企業庁は需給の見通しを立てながらやつておるといふのでは、私はもう一つ指導性がないと思うのです。私が申し上げたいのは、どういふ形で中小企業庁はPRをして、線に沿つた動き方を中小企業の方にもしていただきたいし、そういう意味の助成策といふことを情報として与え、そしてそういう大きな流れについて考えるべきではないか。したがいまして、自主的に転業をはかる、あるいは共同して、そのためには業種全体、業種ぐるみとして、みずからその中における過剰問題といふものを解決するのをどうするかといふような考え方も、業界自体からも出てくると思います。そのときに、国としてどういふところまで協力し、あるいはアドバイスするかといふようなことはもつともなんです。もつともなことしかできないのですよ。もつと一步進んだことがないであります。そこでやはり、あるべき産業構造の中で正しい位置づけを持つといふことが大筋であります。○吉田(泰)委員 この中小企業政策の基本的な問題については、私は最後にこういう要望だけしてこの質問を終わりますが、中小企業の方々の自主

性といいますか、いまも長官の御答弁の中で出ておりましたが、そういうことはなるほどそのとおりなんです。ただ、私が再度申し上げたいのは、少ない情報の中の中企業者の自主性ではなくて、政府の指導のもとで大きな情報を与えてあげて、情報化時代ですからたくさん情報を与えてあげて、その中で自主性が育つように、というところは転業のできやすいような指導、これは強制じゃないですよ。もう少しださんの需給の長期見通しを与えることによって、多くの情報の中で、中小企業者の自主性を育ててあげてほしい、それがほんとうの親切な中小企業政策であろうと私は思います。そういう意味で基本的にこの現在提案になつてある法案の、緊急を要する問題の手当てについては、何ら異議ございませんし、もう一歩進んだ中小企業政策が望ましいことを要望しております。

最後に、もう一点だけ質問いたしました。これは労働問題です。どなたがお見えになつて思いますが、一点だけ。労働問題で非常に離職者がふえると思うのですが、現在の中小企業者の離職者の趨勢、見通し、どのように考えておられるか。

## ○関説明員

お答えいたしました。

私ども、求人求職の関係が企業別につかめておりませんが、全体といたしまして最近新規求人が減りまして、一方で新規求職者がふえつゝござります。九月までの実績を見ますと、前年度に比較して相当求職のほうがふえてきておるという状態になつておりますが、なお従来の人手不足の傾向を反映いたしまして、現在までのところはまだ求人数のほうが超過している状態にござります。

個々の見通しでございますが、これは非常に困難でございまして、私ども積極的な景気浮揚策なり、あるいはこの法案に盛られておりますような中小企業対策、こういったものによりまして、できる限り離職者の発生が避けられることを期待しているわけでございますが、なお今後の状態を慎

重に見守りつつ、そのつど必要な対策を講じてまいりたい、こういうふうに考えております。

○吉田(泰)委員 一般的に、いまの御答弁とは別に、いわゆる労働者は、離職者がふえるのじやないかというような心理的な非常な不安感が国内的にだんだん出ておると私は思います。そういう

う意味で労働省の方々にも特にこれはお願い申し上げたいのですが、離職者対策が、おそらく来年ころからいろいろな形で出てまいるのじやないかと思うのですが、基本的に細部にわたりきめのこ

まかい政策を特にお願い申し上げておきます。

最終的に私の質問を終わるためにあたりまして、基本的な法案の個々の問題については時間的にも触

れることができませんでしたが、ほんとうは中小企業者の現在置かれた地点というの、政策的な政治のいわゆるゆがみといいますか、間違いとい

いますか、間違いとまではいえないかもしませ

んが、そのプロセスを、あるいはまたこのドル・

ショック、いろいろな政策的な問題を一身に——下請連防止法の問題とか、いろいろな問題を含め

て、だんだん中小企業者が大企業よりもよりきびしい条件になることはいつの場合でも明白です。

したがって、その糊塗策だけが中小企業政策ではない。何度も繰り返しますが、中小企業臨時措置

法が出るたびに、ほんとうは中小企業の基本的な政策がないような気がしてならないのです。だからもう少し中小企業臨時措置法を出さぬでいいよ

うな、そういう中小企業政策ができる日が、一日も早く来ることを私は希望したいのです。特にいま

この問題については一日も早く経済的具体的な手当をするだけにはとどまらないで、長期見通

しを通産省、中小企業庁がしっかりと持つ、いろ

いろな形で中小企業の指導に当たつてもらいたい

い。需給の見通しのつかないものに対してもやはり親切に転業指導をしてやついただきたい。一

方所得税法は、百十一条により、中間納税見積

り額、本期見積り額になりますが、それが予定納

税基準額（前期実績）に満たないときは減額承認

申請をすることができるのです。したがつてこの際、中小企業（法人税法六十六条の資本金一億円以下）についても、所得税法に準じて減

額承認申請をすることができるよう改めるべき

であると考えます。これは現行法、つまり法人税

法ではないいろいろな難点がござりますから、私の意

見としては租税特別措置法を改正いたしまして、

中小企業庁長官の決意を聞きまして、私の質問を終わります。

○高橋(淑)政府委員 抑せのとおり、こういふ際にはこそほんとうに長期的視点に立つて、施策の根

本に触れた態度で行政に当たるべきものであると考へ、微力ではありますが、その方向に沿つて力を尽くしたいと思います。

○鶴田委員長 横山利秋君。

○横山委員 この間私も原則的な御質問をしましたので、きょうは少し具体的な問題ばかりで恐縮ですが、政府側は簡単に答えていただきたいと思います。

いま皆さんのお手元へ時間の節約上ちょっとと配付をいたしておりますが、中小企業のドル・

ショックに伴う税関係から伺います。

ドル・ショックによつて、中小企業は輸出関係を中心として甚大な打撃を受けました。これがた

め、中小企業の納税に次の問題が広範に生じています。

いま皆さんのお手元へ時間の節約上ちょっとと配付をいたしておりますが、中小企業のドル・

ショックに伴う税関係から伺います。

ドル・ショックによつて、中小企業は輸出関係を中心として甚大な打撃を受けました。これがた

め、中小企業の納税に次の問題が広範に生じています。

法人税法七十二条により、企業は中間申告をす

ることになりますが、これは過去の実績によるものでありますから、黒字が多いのであります。し

たがつて、中間納税も黒字納税ということになります。しかし、企業の数多くがドル・ショック、

織維に関する政府間協定などによつて、本年度は

通算してみますと赤字となり、還付金の交付を受

けると推定されるのであります。現在中間納税を

することは、したがつて無意味なことであり、かつその資金もないことを中小企業は訴えていま

す。

一方所得税法は、百十一条により、中間納税見積

り額、本期見積り額になりますが、それが予定納

税基準額（前期実績）に満たないときは減額承認

申請をすることができるのです。したがつてこの際、中小企業（法人税法六十六条の資本

金一億円以下）についても、所得税法に準じて減

額承認申請をすることができるよう改めるべき

であると考えます。これは現行法、つまり法人税

法ではないいろいろな難点がござりますから、私の意

見としては租税特別措置法を改正いたしまして、

中小企業庁長官の決意を聞きまして、私の質問を終わります。

由ある場合など別擧して、国税局長の承認事項とすべきである。

これが私の意見であります。端的に申します

と、ドル・ショックがあるまで、たとえば八月決算のところで見ますと、前期は黒字であった。前々期も黒字であった。したがつて当然中間申告は

黒字。そして納税をする。けれども年間通算してみると赤字にきまつている。ドル・ショック以後、後半に輸出関連事業は落ちたのでありますから赤字にきまつておる。ことには還付金が来年の初めにもらえるにきまつておる、きまつておるの

にいまだとして税金を出さなければいかぬのだ、こういう痛切な訴えを受けまして、しかもなお私に主張されたことは、還付金を繰り上げて支給をしてもらいたい、こういう端的な要求でありますから、私も大蔵委員長を長らくやっておりますから、

還付金の見込み繰り上げといふことはやや困難であります。しかし、その前提となりますこと

につきましては、まことにあつとも千方百だと考えました。この点につきまして、一体中小企業庁はこの種の問題を把握しておるかどうか、まずそれを伺います。イエス、ノーをはつきり、簡単でいいですか、伺います。

あるうと思う。しかし、その前提となりますこと

につきましては、まことにあつとも千方百だと考

えました。この点につきまして、一体中小企業庁は

この種の問題を把握しておるかどうか、まずそれ

を伺います。イエス、ノーをはつきり、簡単でいいですか、伺います。

○高橋(淑)政府委員 率直にお答えいたします。

中間申告制度の概要については承知をいたして

おりますが、いま先生いろいろお述べになりま

すよなうなしさいな点について、私、不勉強でよく

そこまでは承知をいたしておません。制度は存じております。

○横山委員 大蔵省には事前に通告をいたしておきましたが、御検討をされたと思いますので、御返事をいただきたい。

○山内説明員 法人税の現在の制度におきまして

は、いま御指摘のように、一年決算法人の場合、

六ヶ月毎のところで中間申告をいたすことになつております。その中間申告は、一般的にはいまこ

れもお詫のありましたように、前年の所得を基準

としたしまして計算をすることになつておられます

けれども、その段階におきまして、つまり最初の半年の間に前年の所得金額を基礎として計画をしておきます。それで、その段階で仮決算をやることによって、その新しい所得の金額つまり前年を下回る所を得の金額により申告をするということができるようになりますので、そういう制度によつて、いま御質問の点についてはかなりの部分が解消するのではないかと考えております。

なお、仮決算あるいは仮決算をしないまでも、中間申告をいたしましたあとで、その期の業況が非常に悪くなつたというようなことが明らかになつた場合には、現在のところ申告を改めると機動的に認めるということで処置をしてまいります。

○横山委員 あなたの答弁は、二つの点で問題があります。

まず、あのほうの納税の猶予というものは利子がつくんですね。そうですな。

それから、もう一つの御答弁の点であります。が、少なくとも八月決算の場合に、六月なり七月ごろに減額がしておる、収益が減つておるといふことがありますよ。八月決算の場合、決算までは黒字である、九月からドル・ショックでがたんと落ちた、年間を通じて赤字にきまつておる、そういう場合には、これは救済の方法は現行法ではありませんよ。ですから、お答えをお答えとしてわかりました。私が提起しておる問題について御検討願えたであらうかどうか。租税特別措置法の改正をして、著しく経済変動のあつた場合と提起したのはドル・ショックのような場合、それから、あるいは特別の理由ある場合にとくには、法人の中企業がその会社独得の理由で八月決算であるけれどももう九月には店をしまつたとか、あるいはかそここのうちの特殊事情で変わつたといふ場合、そういう二つの場合においては減額承認申請方式をつくつて、そして国税局長の承認を得て減

けれども、その段階におきまして、つまり最初の半年の間に前年の所得金額を基礎として計画をしておきます。

額修正をするようにしたらどうか、こういう提起です。

○山内説明員 現在のところでは、先ほど申しましたように、現行法の取り扱いで、つまり仮決算を行なうこと、あるいは納税の猶予を行なうことによって大体解決をし得るのではないかと思つておりますが、なおその実情につきましては、今後状況を勘案をいたしながら検討を続けてまいりたいと思います。

なお、ただその場合、いま御指摘のような形で仮決算が終わりましたあとで状況が悪くなつたあるいは中間申告をしたあとで状況が悪くなつたといふことで申告のし直しをやるという点につきましては、これは現在ございます一年決算法人に対する中間申告の制度が、主として半年決算法人とのバランス上考えられている制度であります。そこで、そちらとのバランスから考えました場合、なかなか具体的に制度として取り入れることはむずかしいのじゃなかろうかという感じはいたしませんが、先ほど申しましたような事情もございまして、検討はいたしたいと思います。

○横山委員 検討はいたしたいなんと、いうことじやなくて、もつとすなにおにまじめに前向きに、一ぺんこのドル・ショックをもつと真剣にとらえたらどうでしようか。半期決算のところもあるから、それとのバランスがあるとおっしゃるのです。が、私の提起しているのは中小企業、法人税法十六条の資本金一億円以下の中小企業——中小企業で半期決算はほとんどないと思います。大企業はいざ知らず、中小企業で半期決算はほとんどない。したがつて、年間を通じてみて、おれのところは赤字になるのだといふ見通しがあるときに、黒字の立場において中間に黒字を出すといふことが、いかにも朴素におかしいと考えるべきか。それから一般的な企業の場合におきましても年間所得税——サラリーマンは毎月納税しますね、それから一般的な企業の場合におきましても年間所得税四期に分けていますね。この人たちは、いまなぜ黒字の納税をしなければならぬのかといふ素朴なこの中小企業の訴えにもう少し耳を傾けたらちた。もうこれで還付金が来ることがわかつておる。還付金が来ることがわかつておるのに、いまなぜ黒字の納税をしなければならぬのかといふ素朴な条件を二つ出して、そして国税局長の承認を得て減額承認申請するわけではない。条件を二つ出して、そして国

税局長の承認事項にしろ、こういうときわめて建設的な意見をしておるわけでありますから、検討はいたしますでなくして、検討いたしますとはつきり言つたらどうなんですか。

いたしますでなくして、検討いたしますとはつきり言つておるわけであります。あなたは、ますまあ断つておこうというつもりでおいでになつたかもしませんけれども、もう少し平つたくお考えに

わつておこうというつもりで、おいでになつたかもしませんけれども、もう少し平つたくお考えに影響があつたか、こんなことはめつたに来るわけじやありませんよ。ありませんけれども、全国の広範な中小企業が、前期は黒、後期は赤、全体を通じて赤というところがいま広範にあるわけでもござります。したがいまして、その半年決算法人とのバランスもござりますし、またそれだけなくて、やはり期間の経過をいたしました一定の期間の間の所得を計算をして税額を算出するというたてまえ上、今後におきまして損失が発生するかもしれないあるいは発生をする可能性が相違の期間の中での所得を計算をするというのがたてまえございます。したがいまして、その半年決算法人とのバランスもござりますし、またそれだけなくて、やはり期間の経過をいたしました一定の期間の間の所得を計算をして税額を算出するというたてまえ上、今後におきまして損失が発生するかもしないあるいは発生をする可能性が相違の期間の中での所得を計算をするということがたてまえございます。そういう事情もございますので、御質問の御趣旨はまことによくわかるわけでござりますけれども、制度として取り込むのは困難かと考えておる次第でござります。

○横山委員 何が困難でしようかね、同僚諸君もひとつ考えてもらいたいと思うであります。が、大体、中間申告及び中間納税は一体何かといふことがあるけれども、しかし中間的に一回納税をしますと、少なくとも一年の収入、利益について税金を出すのだけれども、しかし中間的に一回納税をしておく、そのほうが納税者も便利であるといふふうに、不確定要素を含んで中間に納税をする。だから中間といつておるのは、少くとも所得税法には減額申請の措置があるのに、なぜ法人税にだけ減額申請の余地がないのか。大体あなた方は、ちょっとと話が脱線して恐縮ですけれども、更正決定、たとえば横山商店が何か脱税をしておるといふ疑いをして更正決定する、同じ横山商店を同じときに何回でもできるしかけになつておる。ところが、ぼくのところが減額申請をしたけれどもそれは一回しかいけないという。あとは税務署長に頼んで拝んで誤認修正をしてもらうならないですけれども、税務署としては同じ店を何回やつてもよろしいけれども、その店は税務署に對しては、私は間違つておりましたから、資料が間違つておりましたから一般的な企業の場合におきましても年間所得税——サラリーマンは毎月納税しますね、それから一般的な企業の場合におきましても年間所得税四期に分けていますね。この人たちは、いまいうべきかねといふ。あとは税務署長に頼んで拝んで誤認修正をしてもらうならないですけれども、税務署としては同じ店を何回やつてもよろしいけれども、その店は税務署に對しては、私は間違つておりましたから、資料が間違つておりましたから、広範に何でもかでもやつてやれと言つていませんけれども、この一年決算のもの、しかも中小企業がいえると思うのです。もう少し素朴に、すなはにいまのドル・ショック下における特殊な問題を

考へて、それからこの中小企業の状況も考へて、減額申請制度、この中間納税についての申請制度についてきわめて具体的に私が問題を提起しておるのですから、善意をもつて前向きに検討されることがあります。しかしは言うべきではないかと思う。どうなんですか。断わるつもりであなた出でてきているのならだめだよ。

○山内説明員 法人の場合、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、最初の半年を経過いたしましたときに中間申告をいたすわけでございますが、これは考え方といたしましては、あくまでも実額でそのときまでの所得を計算するといふたてまでございます。そもそもそういう制度であつたわけでございますが、制度の簡素化の観点から、御承知のとおり、前年の所得を基準にしてもよろしいということに現在なつておるわけでございます。ただ、考え方方は、あくまでもそういう意味で法人税については半年単位の実額計算をした後に損失が発生することが明らかであるというふうにおっしゃるわけでございますけれども、たとえば給与所得者の場合、ことしならことしの八月に定年で退職するということが明らかである人につきましても、その人の一月から七月までの給与所得については、別に八月以降所得がなくなるということを勘案をいたしませんで源泉徴収をやるということでございますから、そういう意味で、あらかじめ将来の損失を見込んで税額の計算をやるということは、現在のたてまえではいたしておらぬということを申し上げるわけでござります。

○横山委員 いささか押し問答になるわけでございますが、委員長は大蔵系統ですから私の主張がよくわかりますね。わかつていらっしゃるはずだ。今度は、客觀的にこのやりとりを聞いておられた、政治家として政務次官はどういうふうにお考えになりますか。私の提起している問題、よくおわかりになりましたか。わからぬですか、あな

た。わからぬ。あなたは商売をやっていらっしゃるのだから、わかるだろう。

○稻村(佐)政府委員 なかなかこれはむずかしいことだから……。ただ、私ちょっととさきからのやりとりを聞いておって、こういうときでありますから当然であるけれども、しかしながら、起き

得るであろうという損失を予測して算定をしそれを減額という問題については、これはなるほどこないうときですから、予測じゃなく当然起きるわけですから、そういう意味でこれはやはり前向きに、こういうときはこういうときなりにやはり考えていくべきじゃないかな、こういうように考えておりました。

○横山委員 どういうことか、何かよくわからぬぢやないですか。何を言っておられるかよくわからぬ。少なくとも、私は、予測といつてもとはうもない予測をしておるわけじゃない。八月決算にして十月ごろに中間申告をする場合に、もうドル・ショックが起こっているのです。そして同時に、自分のところも輸出関連産業として大打撃を受けているわけです。決して野方団もない予測をやれといつてゐるのではないのです。現に中間申告をするころには問題が生じておる。その生じておる事態に伴う減額修正をしろ、こういっているのです。

○稻村(佐)政府委員 これはなかなかむずかしい問題だと思いますが、大蔵省とよく相談をして、その方向にひとつ検討してみたいと思います。

○横山委員 長官に少し苦情を言つておきますが、これはさつき連絡をしなかつたのは悪いけれども、しかし、こういうことはいま町の中小企業で広範に起つてることなんですよ。ぜひひつこの問題について長官としても、私は具体的な問題提起をしておるわけですから、お骨折りをいたしますと、一つの考え方としては、手持ちの外貨の金額をもとにしてその何名といったようなものを準備するということにならうと思いますが、その場合は、切り上げ、切り下げ両方の危険に担保をする、あるいはわが国のほうで切り上げ、切り下げるだけではなくて、外国のそれを通貨が切り上げ、切り下げるといふことを考

えますと、單に対外債権だけでなしに、対外債務も含めて準備の対象にせざるを得ぬと思いますが、そういうふうにした場合には、たとえば切り

思いますが、とにかく大蔵省のほうともこの問題については話をしてみます。

○横山委員 委員長、何か見解表明ありますか。

○鶴田委員長 委員長はありません。

○横山委員 ありませんか。あなたは賛成でしょ。

○鶴田委員長 まあ御想像にまかせましょ。

○横山委員 こんなことを御想像にまかされたつてかなわぬ。

○鶴田委員長 私が先ほど委員長と雑談をいたしましたところ、横山君、なかなかこれはもつともだといふうに委員長がおっしゃったのを記録にとどめておいてください。

大蔵省にもう一つ伺います。今後変動為替相場が継続するにしても、あるいは固定相場制に復帰するにしても、やはり完全固定相場制に推移することはやや困難だと思ふ。そこで為替損失準備金制度があちらこちらで議論をされております。大蔵省はこの為替損失準備金制度についてどうお考えですか。

○山内説明員 為替損失に関する準備金をつくれといふ要望が各方面からあるということは承知をしております。ただ、そういう準備金の場合に、具体的にどういう形で為替損失を準備するかといふことについては、必ずしもまだ定まつた一つの考え方があるわけではないよう私どもは受け取つておる次第でございます。たとえば、将来の為替損失を準備するという意味で準備金を設けるといったら、一つの考え方としては、手持ちの外貨の金額をもとにしてその何名といったようなものを準備するということにならうと思いますが、その場合は、切り上げ、切り下げ両方の危険に担保をする、あるいはわが国のほうで切り上げ、切り下げるだけではなくて、外国のそれを通貨が切り上げ、切り下げるといふことを考

えますと、單に対外債権だけでなしに、対外債務も含めて準備の対象にせざるを得ぬと思いますが、そういうふうにした場合には、たとえば切り

上げの危険があつた場合には——切り上げの危険と申しますか、日本円が切り上げられる可能性がある場合にそれを担保するのは、本来でありますれば対外債権についてだけ準備をしておけばよろしいわけでございますけれども、その場合にも、いまのような構想をとります以上、対外債務についてもあわせて準備をするということに相な

ります関係上、その目的といたします効果に比べまして非常に効率の薄い準備金といふことを考えざるを得ないと、いうふうに考えますので、そういう意味からいたしますと、効果の点から、減収の大きさわりには効果が乏しいというふうに私ども考えておりますので、そういう意味で、現在われわれとしては消極的な感じでございます。

○横山委員 この点については、私ずいぶん意見を持っておりますが、また後日申します。これはけんかもなるかもしれませんが、中小企業者がどうしでも個人事業の事業主報酬制を実行してもらいたいといふほんとうに熾烈な要望が数年続いているわけです。本質的な改正ではないけれども、若干の改正は行なわれました。しかし、基本的に大蔵省は消極的らしいのであります。大体大蔵省の考え方もわからぬではありません。多くの伏在する問題があるわけですが、いま日本の中小企業をどうするかといふ点で具体的なアローランスの改革は行なわれました。しかし、基本的に大蔵省は消極的らしいのであります。大体大蔵省の考え方もわからぬではありません。多くの伏在する問題があるわけですが、いま日本の中小企業のある施策となると、一番オーソドックスな問題は減税と金融です。したがつて、この際いろいろな諸般の情勢を踏まえて、大蔵省も税制だけで考えないで、中小企業政策全般の中の一環として、個人企業の事業主の報酬制を実現したらどうか、こういふことを私は言いたいわけであります。このことについては、政務次官おそらく御賛成だろうと思いますから、まず賛成の弁を一言、言つていただきたいと思います。

○稻村(佐)政府委員 いま大蔵省のほうは、教回いろいろ御要望をされておるがノーといふ返事をされておるのですが、通産省というものは、御承認のようだ大蔵省と違いまして中小企業対策に全

力を注いでいる省でござりますので、そういう意味合いから、いまお説の問題についてはよく相談をして、できるだけその方向に行くように全力を注いでいきたいと思います。

○横山委員 長官の御意見はどうですか。

○高橋(税)政府委員 個人事業主報酬制度の創設につきましては、従来から各界から強い要望があります。それで、私どものほうとしましても、昨年度大蔵省に対して要望いたしました。来年度も要望いたしております。それで、本年度ある程度の前進は見られたわけございますが、本件についてむずかしい問題、税理論の問題があるといふことも承知いたしておりますが、私どもは税改の要望を出しておりますので、この要望について大蔵との折衝を続けていきたい、こう考えております。

○横山委員 先ほどの私の中間申告の答申に關するニシアムスが異なるし、政務次官は、大体私が見ておりましても、初めてこういう話を答弁をするなら、まず長官に聞いてもらいたい。長官があれほど熱心に言つていることを、あなたは大蔵省を呼んでどうなつておると――向こうはいやだと言ふにきまつておるのだから、長官があれほど熱意を込めてものを言つておるのを、あなたが大蔵省の意見を聞いて、そらか反対か、ではおれは適当に言おう、こういう態度では困ると私は思うのであります。したがつて、その点は、通産省は中小企業のために全力をふるうところだつたら、先ほどの中間申告で、わかった、ひとつおれにまかしてくれ、大臣はきょうおらぬけれども、おれが一へんやつてみる、こちこなければうそですよ。

○稻村(佐)政府委員 さきの問題は、これはどう

しても大蔵省の関係もありますし、やはり大蔵省

に聞いたほうがいいのじゃないか、そこであの問題は先ほどお答えいたとおりです。しかいまの問題は、いま中小企業長官が二回にわたって中

小企業対策として大蔵省に詰めておる、こういう報告があれば、私は二回目ですから、今度はもう意味をあげてその方向にやつてみることをお誓ひたいと思います。

○横山委員 大蔵省わかりましたね。もうあなたの答弁はいいです。何か言うことがありますか――

ないでしょ。ではどうぞお帰りください。御苦労さまでした。

次に移ります。簡単なことで伺います。特定織維工業構造改善臨時措置法、これは終了は来年の三月三十一日でござりますね。

○佐々木(敏)政府委員 法律のうちで、特定紡績業と特定織布業の廃止の時期は来年六月三十日に終了しております。それで一月から三月までの間なっております。

○横山委員 私のところへ陳情が来ましたのはどういうことかな。そろすると、三月三十一日で終了するものがある。それで一月から三月までの間なつております。

○横山委員 私のところへ陳情が来ましたのはどういうことかな。そろすると、三月三十一日で終了するものがある。それで一月から三月までの間なつております。

○佐々木(敏)政府委員 ただいまの通りに、法律のその二つの業種につきましては来年六月末になつておりますが、ただ従来の縦縛からいたしまして、まだ十分実効のあがつておらない面もございまますから、実は昨年十二月並びに本年九月の産業構造審議会の答申で、この二つの業種についてもう二年延長するという答申になつております。それを受けまして、私ども通常国会に延長の改正案をお願いしたい、かように考えております。

○横山委員 それでは注文をしておきます。あなたはそう起らぬとおっしゃるのだけれども、業界から、法律が来年の四月からになるから、国会を通るのがそのころになるから、したがつてその間はお役所のお役人がまあまあと、こう言つてい

る、したがつて実際の構造改善の仕事が一月から三月までプランクになりそらだといふことでありますから、そういうことに役所の仕事の上でならないようひとつ御注意を願つておきたいと思ひます。

次に具体的な問題について伺います。パキスタンで昨年サプライヤーズクレジット七百五十万ドル成立したそうであります。これは日本政府が最初認めて、頭金一〇%、金利六%、十年、七百五十万ドル、日本織維機械輸出組合がパキスタンのIDGBと輸銀を通してやつたにもかかわらず、その後日本政府が承認しないことになった。

パキスタンの経済情勢、印バ紛争等もあってそれが待てということだぞうであります。こういうふうにドル・ショックがあつてまいりますと、この種の問題につきまして、もう少し政府側としても考えるべきではないかといふのが一つであります。

パキスタン政府はもうすでに承認済みであります。それから次はインド。インドは日本は一般延べ払い輸出は認めない、インドの銀行保証はいかぬ、第三国銀行保証を要求しているそうであります。そのため第二次、三次と協定があり、その後インド大使からも第四次の千五百万ドルも来たけれども、日本政府はたな上げになつておるためにこの種の取引はヨーロッパへ変更した。これを一般延べ払いとして承認をしてもらいたい、こういう事態となればますますその切実な要求があります。

それから第二にインドの件でござりますが、印度は御承知のようにやはり外貨事情が非常に悪い。なかなか好転の見通しがない。累積債務も非常に多いといふような関係から、政府援助によりまして、累次の借款によつて援助をしていくわけでございますが、一般の民間信用の延べ払いにつきましては、これはよほどの特殊なケースでないことを認めないと、いうふうなかつこうで対処してきておりますが、しかししながら、第三

三国銀行の支払い保証といふらなことでもあります。その輸出契約に対する保証がかなりはつきりしておれば、ケレス・バイ・ケースで引き受けるといふふらなことはやつておるわけでございます。

第三番目、輸出保険制度。ヨーロッパEC諸国は半官半民の保険会社がある。日本政府のよう政府の承認は不要である、で、保険のついたものは自動的に金融がつく、こうしたことであるから、この種の問題を私がここで取り上げますのはいらっしゃたい、こういう要望であります。

この種の問題を私がここで取り上げますのは、この問題につきましてもすみやかに善処をしてもらいたい、こういう要望であります。

○横山委員 それでは注文をしておきます。あなたがかとは思うのであります。こういうドル・ショックで、私が先般申しましたように、單に織

維のみならず、織維機械メーカーのほうが、社会的には織維機械メーカーのほうが、社会的には織維機械メーカーが非常な打撃を根底的に受けたるから、いろんな注文があるわけであります。さしあたり輸出関係についてもう少しこの機会にめんどうを見てやつたらどうか、こういう点についていかがお考えになりますか。

○外山政府委員 まず第一のパキスタンの件でござりますが、御承知のように、本年三月東パキスタンにおきます内乱の発生という事態が起つて、保険の事故由の認定をいたしましたわざでございます。その後さらに外貨事情が悪化しましたといふらなこともございまして、五月以来保険の引き受けを停止しているわけでございます。

しかし、最近だいぶ外貨事情も好転しております。したがつて、もう少し政府側としても再開をしておるわけでございます。すでに若干の件数が輸出代金保険として引き受けられております。

それから次はインド。インドは日本は一般延べ払い輸出は認めない、インドの銀行保証はいかぬ、第三国銀行保証を要求しているそうであります。そのため第二次、三次と協定があり、その後印度大使からも第四次の千五百万ドルも来たけれども、日本政府はたな上げになつておるため

にこの種の取引はヨーロッパへ変更した。これを一般延べ払いとして承認をしてもらいたい、こういう事態となればますますその切実な要求があります。

それから第二にインドの件でござりますが、印度は御承知のようにやはり外貨事情が非常に悪い。なかなか好転の見通しがない。累積債務も非常に多いといふような関係から、政府援助によりまして、累次の借款によつて援助をしていくわけでございますが、一般の民間信用の延べ払いにつきましては、これはよほどの特殊なケースでないことを認めないと、いうふうなかつこうで対処してきておりますが、しかししながら、第三

三国銀行の支払い保証といふらなことでもあります。その輸出契約に対する保証がかなりはつきりしておれば、ケレス・バイ・ケースで引き受けるといふふらなことはやつておるわけでございます。

第三番目、輸出保険制度。ヨーロッパEC諸国は半官半民の保険会社がある。日本政府のよう政

府の承認は不要である、で、保険のついたものは自動的に金融がつく、こうしたことであるから、この種の問題を私がここで取り上げますのは、この問題につきましてもすみやかに善処をしてもらいたい、こういう要望であります。

○横山委員 それでは注文をしておきます。あなたがかとは思うのであります。こういうドル・ショックで、私が先般申しましたように、單に織

いの件につきまして、できるだけ事情の許す限りこれを認めることによりましてそういう影響に対する対策をとりたい。こう考えますが、やはり輸出保険というふうなたでさえから見ては、一つの限界もあるかと思います。できるだけそういうふうな具体的な事情をつかみまして、今後も保険の運用につきまして実情に合った運用、それから保険を要請する事情といつたようなものをよく勘案いたしまして考えてまいりたい。こう考える次第でございます。

それから第三番目のECの問題でございますが、御指摘のように、たとえばフランスは公社でやつておられます。それからドイツはヘルメスという民間会社に政府が保険を委託しております。まあ政府だけやつておるのはイギリスでございますが、これは政府承認があるといいますか、その半官半民でやりましても、保険の運用につきましては日本のやり方とあまり変わってないというふうに理解をしております。したがいまして、組織の上で、組織がそうちだからもつとうまくいくのではないだらうかという点はないのではないかどうか、こうじょうふうに考えておるわけでございます。

○横山委員 この機会に、まあどうしても内需の振興もなかなかできない段階でござりますから、これらの打撃を受けた企業が他に市場転換をするわけでありますから、その市場転換をさせなければならぬとするならば、今まで、いまお話しのようには、ヨーロッパへ逃げていくものをつけますと、法第六条の一項の計画は次に掲げる事項を記載するものとする、といって、イ・ロ、

ハ、ニ、四点あり、認定基準については、当該事業の転換を確実に遂行するために適切なものであること、ということばがございます。特にここに

確実ということを入れられた趣旨、これはまあ案でありますから長官のほうもあまり固執なさらぬと思ひであります。一体、当該事業の転換を確実に遂行するためには適切なものであること、ど

うことはか入れれば、実際問題として転換といふ思ひであります。ところが、一体、当該事業の転換を確実に遂行するためには適切なものであること、ど

うことはか入れれば、実際問題として転換といふ思ひであります。ところが、一体、当該事業の転換を確実に遂行するためには適切なものであること、ど

うことはか入れれば、実際問題として転換といふ思ひであります。ところが、一体、当該事業の転換を確実に遂行するためには適切なものであること、ど

うことはか入れれば、実際問題として転換といふ思ひであります。ところが、一体、当該事業の転換を確実に遂行するためには適切なものであること、ど

うことはか入れれば、実際問題として転換といふ思ひであります。ところが、一体、当該事業の転換を確実に遂行するためには適切なものであること、ど

おことはもよく念頭に置きまして折衝いたしてみるつもりでござります。

○横山委員 次は、都道府県知事が、今度は取り消しの場合、事業の転換を実施していないと認めることは、その認定を取り消すことができる、この手続きであります。取り消しをすれば、金融の措置それから税制の措置がここでアローアンスをなくする、こういうことにならうかと思うのですが、この期限内に何かの関係で実行ができるなつた場合は一部しかやれなかつた場合、いろいろの場合があるだらうと思うのですが、これが想定されるのかといふ場合には、どう

かうしたいと思う、ここに土地があります、ここで家を建てます、ここでうどん屋をやりたいと思

います」ということであつて、確実性といふものはぼくはないと思う。この確実といふことをつなくしたらどうか。当該事業の転換を遂行するためには妥当なものであることといふことが、大体法の趣旨たるところではないのか、こ

う私は率直に思うわけですが、この政令案は案でありますから、何も固執なさるおつもりはないと思ひながら、中小企業庁や通産省の皆さんに会つてお話を聞いてみると、先生これは善意をもつて運用しますと、こう言つておられるんだな。ところが文書になると、転換事業を確実に遂行するために、転換事業を転換をしているかいないかといふこと、こうなれば、下つぱのお役人とお話し合つては失礼だけれども、どういうことになるか。実際問題としてこの法の運用は魂が入らない。私の提案は、当該事業の転換を遂行するため

に妥当のこと、こうじょうふうに修正案を、最後案をおきめになるときにはお考えになつたらどうか、こう思う。

○高橋(源)政府委員 特恵法の政令の文言が、いま先生おつしやいましたような文言になつておりますので、いま政令案としてこういふことを一応考えております。ただ、これから政令案について各方面と話をするわけでございますので、先生の

お述べになりました。何に転換させるのかといわれても私は困つてしまつ、こういう意味のことをおつしやつた。そういう中で転換をするというの

でありますから、転換の計画が確実であり、もう実際にできてなければいかぬ、とはいひませんが、そうはいひませんが、確実であり、適切なものであるとか、あるいは取り消しがはつきりわかるようような形では、ますますこの法律の効果といふものは簡単に行なわれるものじゃないのだからあつた場合が多いと思うのです。転換といふものは、こうしたいと思う、ここに土地があります、ここで家を建てます、ここでうどん屋をやりたいと思

います」ということであつて、確実性といふものは

これが想定されるのかといふ場合には、どうかうしたいと思う、ここに土地があります、ここで家を建てます、ここでうどん屋をやりたいと思

います」ということであつて、確実性といふものは

これが想定されるのかといふ場合には、どうかうしたいと思う、ここに土地があります、ここで家を建てます、ここでうどん屋をやりたいと思

います」ということであつて、確実性といふものは

小をうたうべきだ、こういうことをもう口をきわめて言うおわけです。

〔委員長退席、進藤委員長代理着席〕

与野党の中で御相談を願つておるそぞであります。が、この間理事会の中で、もう一つ、浦野委員でありますか、横山さん、縮小もないが廃業についても施策は何もないということと与野党から指摘をなさいました。まことにこれも私はもつとも千方百だと思う。縮小と廃業がない。そして転換だけである。転換もきびしい制限に立つておるということもありますから、この際もう少し縮小と廃業について修正をなさるべき必要はないか、そういうお気持ちにならないか。私は特に一般的論として、オーソドックスに行なわれる縮小、しかも何でもかでも、百のうち一つ縮小したからって縮小にしろとは言いませんよ。一般的に言われております二割、三割という水準でいいから、それだけ縮小したらこの法律の恩恵に浴せるようにしてやるべきだ、こう主張しているのですが、どうもやはりこの辺になると、修正になりますと長官以下皆さんはあまりいい顔をなさらぬ。ここで、政務次官も向こうを向かぬで私の話を聞いておったほうがいいですよ、私の話を聞いて私に耳を傾けなければいかぬですよ。縮小を入れることによって私はそんなに財政的にも問題はないと思うのです。そんなには問題起らぬと思つのですね。どうですか、縮小を入れることに賛成なさいませんか。

○稻村(佐)政府委員 それは、おつしやることはよくわかるのです。ところが修正ということになりますと、やはりいろいろな問題からむづかしい。(横山委員「どんな問題が」と呼ぶ)たとえば事業に縮小に減産、滞貨を余儀なくされる場合は、本法の目的である経営の安定のための処置としての設備近代化資金の返済等あるいは信用保険の特例を受けることができる。だから、そういう意味から修正ということになりますと、基本の問題がくずれてくる。こういふふうに思うわけです。

○横山委員 どうして基本の問題がくずれるのですか。縮小というのは、あなたの御商売をやつていらっしゃつておわかりのよう、ドル・ショックを受けてこれから景気が悪くなるとすれば、縮小こそ一番最初にだれでも考へることではないか。

転換なんといものはそう簡単にできるものじゃないですよ。これから景気がよくなつていくなら転換もいいだらう。しかしまあ中小企業は縮小を考えるというのに、縮小を入れてやらないといふことはおかしい。これは法律の立案過程で、私ども野党でありますから野党が法律の立案過程に参考することはできませんけれども、少なくともこれは法律の立案過程ではんやりしておつたやつがあります。だれか立案者か。いま私が縮小問題を持ち出しても野党でありますから野党が法律の立案過程に参考することはできませんけれども、転換ではない、縮小がまず一番の問題だ。縮小をいま平たく考えて、ここに法案があるといふことを忘れて、まず縮小を考える場合に、一番最初にこれをやらなければならぬと思えるけれども、転換ではない、縮小がまず一番の問題だ。縮小をいま平たく考えて、ここに法案があるといふことを忘れて、まず縮小を考える場合に、一番最初にこれをやらなければならぬと思えます。そこではなかつたか。先走りで何でもかんでも転換、転換と言つておられるけれども、転換が目先の延長、私の承知しておりますところは、四十五歳以上の人との六ヶ月を一年ないし一年五ヶ月にするば、「中高年齢失業者等求職手帳の有効期間の延長」、私の承知しておりますところは、四十五歳以上の人との六ヶ月を一年ないし一年五ヶ月にするといふことだけが具体的であります。このほかに、第九条で、この政策として本法によって新たに國が行なうことはどんなんことがありますか。先ほども同僚委員が質問をしておつたわけですが、これが本法のもう一つの欠陥は、労働者対策の問題が言える立場だから、あなたに意見を聞きたい。中小企業の立場に立つて考えてごらんなさい。

○稻村(佐)政府委員 それでは、こまかい、事務的に進めてきました長官に答えさせたいと思いますが、これは租特法の改正とかいろいろな問題がありますが、これは私たちは責任者は私でござります。しかし私は思つ。これは政治次官に、あなたの白紙の問題が言える立場だから、あなたに意見を聞きたい。ひたむきに現場を見詰めなかつた立案者の責任問題だと私は思つ。これは政治次官に、あなたの白紙の問題が言える立場だから、あなたに意見を聞きたい。中小企業の立場に立つて考えてごらんなさい。

新しい新鮮味がないということあります。第九条について私が申し上げたことについて御意見を伺います。

用になりません。しかし、金融上の措置とかその用になります。それが全部適用になります。

それから、結局、租特法の適用を、事業縮小の場合にするかしないかという点でござりますが、まあこの点は税制のための投資を円滑に行なうよう内部留保を増加させるといふ前向きの目的を持つて、事業の縮小の場合はそういう転換もいいだらう。しかしまあ中小企業は縮小を考へるというのに、縮小を入れてやらないといふことはおかしい。これは法律の立案過程で、私ども野党でありますから野党が法律の立案過程に参考することはできませんけれども、転換ではない、縮小がまず一番の問題だ。縮小をいま平たく考えて、ここに法案があるといふことを忘れて、まず縮小を考える場合に、一番最初にこれをやらなければならぬと思えます。そこではなかつたか。先走りで何でもかんでも転換、転換と言つておられるけれども、転換が目先の延長、私の承知しておりますところは、四十五歳以上の人との六ヶ月を一年ないし一年五ヶ月にするといふことだけが具体的であります。このほかに、第九条で、この政策として本法によって新たに國が行なうことはどんなんことがありますか。

○高橋(源)政府委員 第九条につきましては、現行の制度を十二分に活用するということが主眼でございます。仰せのことおり、この法律でもつて、新たにいわゆる立法事項を規定した条項はございません。現行制度をフルに活用したいということをござります。

それから一時帰休の問題につきましては労働省ともよく相談をいたしまして、いろいろな審議会の場で検討を行なつておる次第でござります。そこでお話を聞かれて、それで御検討の上、しかるべき、あしたでも私に御解答願いたいと思います。

○横山委員 時間がございませんので問題提起だけをしておきますから、あとで御検討の上、しかるべき、あしたでも私に御解答願いたいと思います。

○稻村(佐)政府委員 通産省にお願いしておきます。この法律の中に、先ほど還付金の問題を出しましたが、これと関連して、本法に魂が入つてないと私は言つのであります。本法に魂が入つてないと私は言つのであります。この点については納得できません。

○高橋(源)政府委員 第九条につきましては、現行の制度を十二分に活用するということが主眼でございます。仰せのことおり、この法律でもつて、新たにいわゆる立法事項を規定した条項はございません。現行制度をフルに活用したいということをござります。

用になります。それが全部適用になります。

それから、結局、租特法の適用を、事業縮小の場合にするかしないかという点でござりますが、まあこの点は税制のための投資を円滑に行なうよう内部留保を増加させるといふ前向きの目的を持つて、事業の縮小の場合はそういう転換もいいだらう。しかしまあ中小企業は縮小を考へるというのに、縮小を入れてやらないといふことはおかしい。これは法律の立案過程で、私ども野党でありますから野党が法律の立案過程に参考することはできませんけれども、転換ではない、縮小がまず一番の問題だ。縮小をいま平たく考えて、ここに法案があるといふことを忘れて、まず縮小を考える場合に、一番最初にこれをやらなければならぬと思えます。そこではなかつたか。先走りで何でもかんでも転換、転換と言つておられるけれども、転換が目先の延長、私の承知しておりますところは、四十五歳以上の人との六ヶ月を一年ないし一年五ヶ月にするといふことだけが具体的であります。このほかに、第九条で、この政策として本法によって新たに國が行なうことはどんなんことがありますか。

○稻村(佐)政府委員 通産省にお願いしておきます。この法律の中に、先ほど還付金の問題を出しましたが、これと関連して、本法に魂が入つてないと私は言つのであります。本法に魂が入つてないと私は言つのであります。この点については納得できません。

○高橋(源)政府委員 第九条につきましては、現行の制度を十二分に活用するということが主眼でございます。仰せのことおり、この法律でもつて、新たにいわゆる立法事項を規定した条項はございません。現行制度をフルに活用したいということをござります。

に解答をしていただきたいことが一つあります。

それから二つ目は、先ほど織維機械についていろいろ問題を提起したのであります。もうあれは見込み生産をしない企業であります。注文生産をする企業でありますから、ドル・ショック後、ばたんと注文が減ればたいへんなことなんでも、しかもキャンセルがあるわけであります。

【進藤委員長代理退席、委員長着席】

そこで文部省との間に話があるそうであります。が、通産省が骨折つて織維機械を教育訓練用にひとつ転用ができないのかということについてどういうふうになつておるのか。通産省はどういうふうに骨折つておるのかという点について伺いたいと思います。

それから三つ目は、織布業の構造改善実施要領の改正をひとつしてもらわなければならぬではないか。これは北陸方面であります。構造改善をする。そして構造改善をすれば、大商社及び大紡績等が仕事があるといふことで業務保証の約束がされておる、ところがその業務保証を、こういうことになると守らないといふことになつてくる。その問題をどういうふうに処理をすべきかという問題があります。

最後は、同僚議員がたびたび指摘してきたことであり、私もこの前言つたことありますが、この前六社ばかり引用をいたしました。この法律の恩恵を受けられる中小企業よりも、一つ上の水準の中小企業、これがどうにもなりません。その点については強く附帯決議にも、ひとつ委員長にお願いしますが、これらの点について最善の努力をすべきであると思います。

いまレポートが来まして、本会議開会の時間になりましたといふので、御返事をあしたでも適当な機会にいただきたいと思います。

以上です。

○鶴田委員長 次回は、明十七日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することにして、本日

はこれにて散会いたします。

午後一時五十九分散会